

南相馬市地域防災計画

【一般災害対策編】

(素案)

目 次

第1部 災害応急対策計画	
第1章 応急活動体制	1
第1節 動員配備	1
第2節 活動体制	2
第2章 情報の収集・伝達	12
第1節 災害情報の収集・伝達	12
第2節 通信の確保	16
第3節 広報・広聴活動	17
第3章 応援の要請	19
第1節 行政機関等への応援要請	19
第2節 自衛隊の災害派遣要請	21
第4章 水防活動・土砂災害応急対策	24
第1節 水防活動	24
第2節 土砂災害応急対策	24
第5章 消火及び救助・救急活動	26
第1節 消火活動	26
第2節 救助・救急活動	27
第6章 避難対策	29
第1節 避難活動	29
第2節 緊急避難場所・避難所の設置・運営	32
第3節 帰宅困難者対策	35
第7章 医療（助産）救護活動	36
第1節 医療救護体制の確保	36
第2節 医療救護活動	37
第8章 飲料水・食料・生活必需品等の供給	39
第1節 飲料水の供給	39
第2節 食料の供給	40
第3節 生活必需品の供給	41
第4節 物資の受入れ	42
第9章 緊急輸送対策	44
第1節 緊急輸送路等の確保	44
第2節 緊急輸送活動	45
第10章 警備活動	46
第1節 災害警備活動	46
第2節 交通規制措置	47
第3節 海上警備活動等	47
第11章 障害物の除去及び災害廃棄物等の処理	48
第1節 障害物の除去	48
第2節 災害廃棄物の処理	49
第3節 し尿の処理	50
第12章 防疫及び保健衛生	52

第1節 防疫	52
第2節 保健活動	53
第13章 応急住宅対策	55
第1節 応急仮設住宅等の供与	55
第2節 住家の被害認調査	57
第14章 遺体対策	58
第1節 遺体の搜索	58
第2節 遺体の収容及び遺体対策	58
第3節 遺体の火・埋葬	59
第15章 生活関連施設の応急対策	60
第1節 上水道施設の応急対策	60
第2節 下水道施設の応急対策	61
第3節 電力供給施設の応急対策	61
第4節 ガス供給施設の応急対策	62
第5節 通信施設の応急対策	63
第16章 文教対策	64
第1節 小中学校の応急対策	64
第2節 幼稚園・保育園の応急対策	65
第3節 文化財の応急対策	65
第17章 要配慮者対策	66
第1節 要配慮者対策	66
第2節 児童対策	67
第3節 外国人対策	67
第18章 ボランティアとの連携	68
第1節 ボランティアの受入れ	68
第2節 ボランティア活動	68
第19章 危険物施設等の応急対策	69
第1節 危険物施設応急対策	69
第2節 火薬類施設応急対策	69
第3節 高圧ガス施設応急対策	70
第4節 毒物劇物施設応急対策	71
第20章 災害救助法の適用	73
第1節 災害救助法の適用	73
第2節 救助の種類等	74
第21章 事故災害対策	75
第1節 危険物等災害対策	75
第2節 大規模な火事災害対策	77
第3節 林野火災対策	79
第4節 雪害対策	81
第5節 海上災害対策	81
第6節 鉄道災害対策	86
第7節 道路災害対策	88

第2部 災害復旧計画

第1章 施設の復旧対策	91
第1節 災害復旧事業計画の作成	91
第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成	92
第3節 激甚災害の指定	93
第4節 災害復旧事業の実施	94
第2章 被災地の生活安定	95
第1節 被災者の支援	95
第2節 事業者への支援	97
第3節 被災者台帳の作成	98

第1部 災害応急対策計画

第1章 応急活動体制

第1節 動員配備

第1 配備体制の確立

1 配備体制

市の配備体制は、次のとおりである。

配備体制 [本部]	配備基準	組織	配備要員
配備検討会議	<ul style="list-style-type: none"> ・気象注意報が発令され、かつ防災担当部長（防災担当課長）が必要と認めたとき ・台風の接近等による被害発生が予測され、かつ防災担当部長（防災担当課長）が必要と認めたとき ・その他の状況により各部長・課長が必要と認めたとき 	議長：防災担当部長 委員：危機管理課長、総務課長、秘書課長、生涯学習課長、スポーツ推進課長、社会福祉課長、農政課長、農林整備課長、土木課長、水道課長、下水道課長、各区地域振興課長、教育総務課長	
各部対応	<ul style="list-style-type: none"> ・配備検討会議で決定（決定権者：防災担当部長） 	各部で定める	各部で定める。
警戒配備体制	<ul style="list-style-type: none"> ・配備検討会議で決定（決定権者：市長） [目安] ・気象警報が発表されたとき ・延焼火災のおそれがあるとき ・氾濫警戒情報（新田川）が発表されたとき ・土砂災害警戒情報が発表されたとき ・市長が必要と認めたとき 	○本部長：市長 ○本部員：各部長 ○事務局：総括班、広報班、情報収集班、連絡調整班 ※災対本部の組織を準用	財政班 生涯学習班 社会福祉班 健康福祉班 土木班 区対策部 ※災対本部の組織を準用
第一非常配備体制 [災害対策本部]	<ul style="list-style-type: none"> ・配備検討会議で決定（決定権者：市長） ・本部設置者は市長 [目安] ・広範囲にわたる災害のおそれがあるとき ・特別警報が発表されたとき ・氾濫危険情報（新田川）が発表されたとき ・市長が必要と認めたとき 	○本部長：市長 ○本部員：各部長 ○本部付：消防署長、消防団長、警察署長 ○本部事務局：総括班、広報班、情報収集班、連絡調整班	各班で定める。
第二非常配備体制 [災害対策本部]	<ul style="list-style-type: none"> ・配備検討会議、災対本部会議で決定（決定権者：市長） [目安] ・全域にわたる災害のおそれがあるとき ・市長が必要と認めたとき 	○本部長：市長 ○本部員：各部長 ○本部付：消防署長、消防団長、警察署長 ○本部事務局：総括班、広報班、情報収集班、連絡調整班	各班で定める。

2 配備の決定

(1) 配備検討会議

防災担当部長又は防災担当課長は、気象情報等により、災害が発生するおそれがあると認めたとき、又は各部課長から要請があった場合、配備検討会議を開催し、配備体制及び対策について検討する。

【配備検討会議】

構成	議長：防災担当部長 委員：危機管理課長、総務課長、秘書課長、生涯学習課長、スポーツ推進課長、社会福祉課長、農政課長、農林整備課長、土木課長、水道課長、下水道課長、各区地域振興課長、教育総務課長
検討事項	・配備体制、職員の動員 ・避難に関する事項（避難準備・高齢者等避難開始の発令、避難場所の開設、避難区域、避難情報の伝達） ・災害対策活動

(2) 配備体制の決定

各配備体制は、配備検討会議、災害対策本部で検討し、各決定権者が決定する。

第2 動員

1 動員の方法

(1) 勤務時間内

勤務時間内は、庁内放送及び電話連絡等により、総務課が部長、課長に配備体制の伝達を行う。

各部長、課長は、この情報に基づき、必要な職員の動員・配備を行う。

(2) 勤務時間外

勤務時間外は、総務課がメール及び電話を用いて部長、課長に連絡を行う。

2 参集場所

勤務時間内及び勤務時間外とともに、参集場所は各自の勤務場所又は指定場所とする。参集した職員は、所属単位に総務課に参集報告を行う。

第2節 活動体制

第1 各部対応

事前配備の必要性が認められない場合には、各部で臨機に対策を実施する。

第2 警戒配備体制

災害発生に備え、避難場所の開設準備、情報伝達、水防活動等を実施する。

指揮は、副市長が行い、情報・水防・避難場所に関する班を配備する。運営は、災害対策本部に準ずる。

第3 災害対策本部

1 災害対策本部の設置

市長は、大規模な災害の発生するおそれがあり、又は災害が発生し、その対策を要する場合は、災害対策本部を設置する。

なお、災害対策本部の設置は、配備検討会議で検討し、市長が決定する。

2 本部の設置場所

災害対策本部は、本庁舎2階正庁に設置する。

本庁舎が使用できない場合は、次の候補施設から災害状況等を勘案して移設場所を選定する。

鹿島区役所、図書館、防災センター

3 災害対策本部の運営

(1) 指揮

本部長は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

本部の設置及び指揮は、本部長の権限により行われるが、本部長の判断を仰ぐことができない場合は、次の順によりその権限を委任したものとする。

第1位 副市長 第2位 教育長 第3位 防災担当部長

(2) 災害対策本部員会議

本部長は、災害情報を分析し、対策の基本方針を協議するため、本部員会議を開催する。

本部員会議は、本部長、副本部長、本部員で構成する。

本部員が出席できない場合は、当該部の次席責任者が代理として出席する。

本部員会議の協議事項は、次のとおりである。

- ア 災害対策本部の配備体制の決定、変更及び解散に関すること
- イ 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること
- ウ 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令及び警戒区域の設定に関すること
- エ 県及び他の市町村への応援要請に関すること
- オ 自衛隊の災害派遣要請の要求、防災関係機関等に対する応援要請に関すること
- カ 災害対策の調整に関すること
- キ その他重要な防災に関すること

(3) 災害対策本部設置の通知

災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を県、警察署、消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）、防災会議委員に通知するほか、レアラート、市ホームページを通じて公表する。

(4) 関係機関連絡室の設置

災害対策本部を設置した場合、必要に応じて、関係機関連絡室のスペースを確保し、防災関係機関の連絡員の派遣を求める。

4 本部機能等の維持

(1) 庁舎機能

庁舎車両班は、庁舎建物及びライフライン機能の点検を行い、非常電源用の燃料確保、仮設トイレの設置等の本部機能を維持する。

(2) 災害対策要員の補給

職員支援班は、災害対策要員の仮眠・休憩場所の確保、食料・飲料水・資機材等の供給を行う。

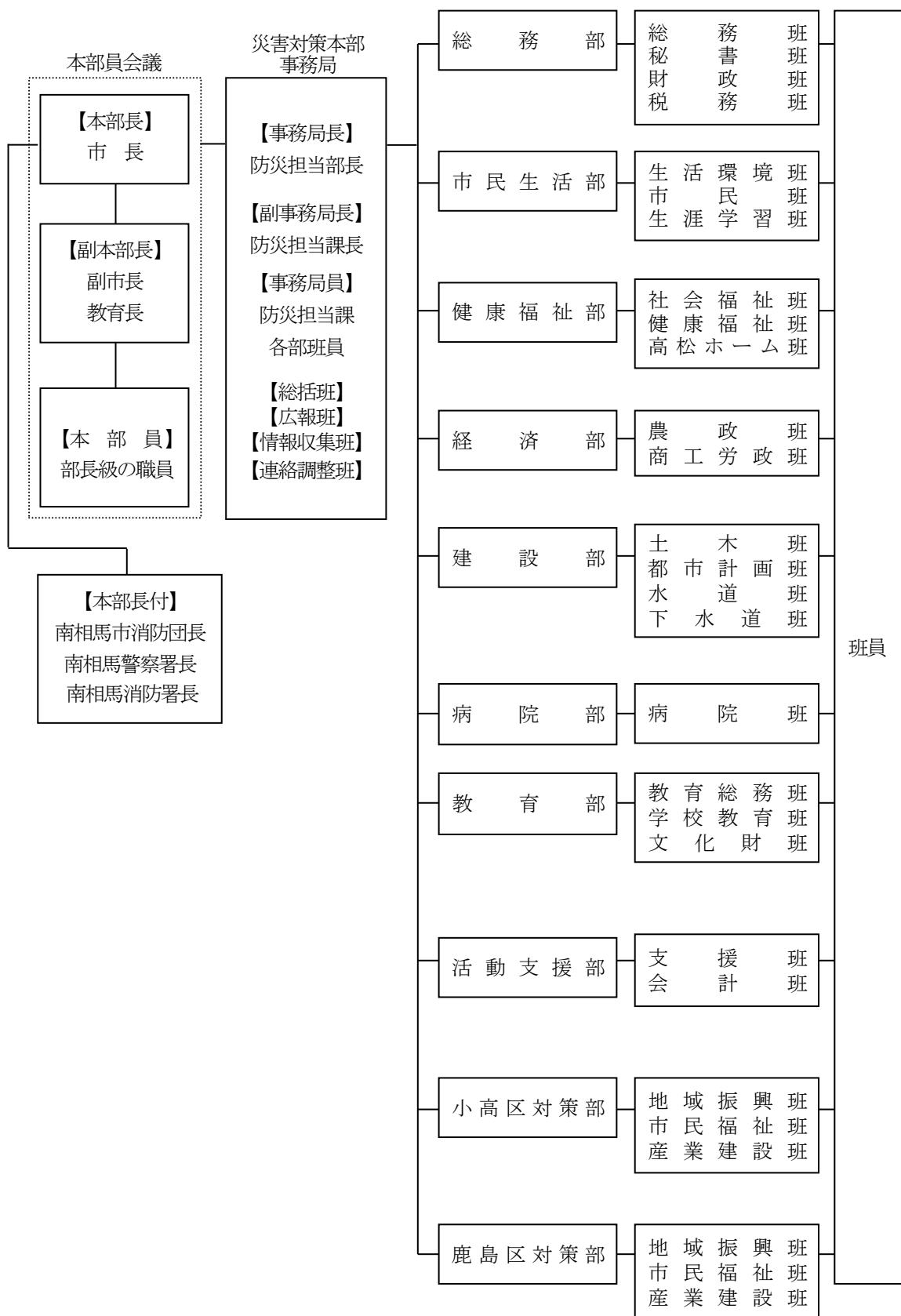
5 災害対策本部の解散

本部長は、市域に災害の発生するおそれがなくなった場合、又は当該災害に係る応急対策が概ね完了したと認められるときは、本部員会議を開催し、災害対策本部を解散する。

第4 災害対策本部の組織・事務分掌

災害対策本部の組織及び事務分掌は、次のとおりである。

●本部組織



●本部長及び副本部長

部名	事務分掌
本部長	1. 災害対策の総括及び指揮に関すること
副本部長	2. 災害対策本部の設置・解散に関すること 3. 避難準備・勧告・指示の決定に関すること 4. 自衛隊の派遣要請の決定に関すること 5. 災害救助法の救助発動の要請に関すること 6. 広域応援要請の決定に関すること

●災害対策本部事務局

班名	事務分掌
総括班 (危機管理課) (被災者支援・定住推進課) (総務課) (税務課)	1. 災害対策本部の庶務に関すること 2. 本部長の命令・指示等の伝達に関すること 3. 災害対策本部員会議の開催及び運営に関すること 4. 総合的な災害対策の調整に関すること 5. 避難区域の設定に関すること 6. 避難の準備情報提供、勧告、指示及び屋内での退避等安全確保措置の指示に関すること 7. 土砂災害警戒情報の伝達に関すること 8. 消防団への出動要請に関すること 9. 県を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関すること 10. 自衛隊の受入れ及び活動状況の把握に関すること 11. J-ALERT システム及び防災行政無線の管理、運用に関すること 12. 各部・各班の職員配備計画に関すること
広報班 (新エリギー推進課) (秘書課) (情報政策課)	1. 市民に対する被害状況の広報(防災行政無線の運用含む)に関すること 2. 報道機関に対する広報に関すること 3. 市ホームページ、緊急情報等メールサービス、エリア放送(みなみそうまチャンネル)等による災害情報の提供に関すること 4. 災害対策本部の活動状況や実施した災害対策等の記録に関すること 5. 近隣市町村及び他市町村の防災関係資料の収集・記録等に関すること 6. 生活支援情報、応急復旧情報の市民に対する広報に関すること
情報収集班 (環境回復推進課)	1. 被災情報の収集・提供体制の整備に関すること 2. 県総合情報通信ネットワークからの情報の受理及び伝達に関すること 3. 安否情報の収集・集約・提供に関すること 4. 被害状況の調査集計、総括に関すること 5. 生活支援情報、応急復旧情報等の取りまとめに関すること
連絡調整班 (企画課)	1. 国、県及び防災関係機関との連絡調整に関すること 2. 受援に関すること 3. 災害時相互応援協定締結自治体、団体等との連絡調整に関すること 4. 市民及び報道機関からの苦情、問い合わせ等に関すること 5. 外国人等からの苦情、問い合わせ等に関すること 6. 電気、鉄道、ガス及び電話の被害状況把握に関すること 7. 公共交通機関等関係機関との連絡調整、道路交通状況の把握に関すること

●共通事務

各班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 所管に関する被害調査、報告、復旧等の災害対策（ライフラインを除く） 2. 避難所の開設、運営支援 3. 遺体安置所の運営支援 4. 本部長の指示する事項
----	--

① 総務部

班名	事務分掌
総務班 (総務課) (情報政策課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難住民の輸送体制に関すること 2. 避難実施要領の作成及び避難住民の誘導等に関すること
総務班 (総務課) (情報政策課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 職員の動員に関すること 2. 職員の厚生及び食料確保に関すること 3. 職員の健康管理に関すること 4. 国・県等に対する応援要請及び派遣職員等受入れに関すること 5. 災害対策本部員や職員のローテーション管理に関すること
秘書班 (秘書課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被害状況の写真撮影等、災害状況の記録・保存に関すること 2. 本部長及び副本部長の連絡調整に関すること 3. 観察者等の対応に関すること
財政班 (財政課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市庁舎及び市有財産（他班所管除く）の被害調査、報告及び応急対策に関すること 2. 各種応急対策に使用する資機材の調達の総括に関すること 3. 車両の管理及び配車並びに他輸送機関への協力要請等総合的な輸送対策に関すること 4. 臨時電話の設置に関すること 5. 緊急通行車両の確認申請に関すること 6. 義えん金(被災者支援義援金は除く)受入れと配分に関すること 7. 災害応急対策費の予算措置及び契約に関すること
税務班 (税務課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災者に対する市民税の減免等や税に関する総合相談に関すること 2. 自主防災組織等への連絡調整に関すること 3. 住家被害認定調査に関すること 4. 罹災証明の発行及び罹災台帳の作成に関すること

② 市民生活部

班名	事務分掌
生活環境班 市民班 (生活環境課) (市民課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 応急救助のための食料品類及び生活必需品等（燃料含む）の確保・調達に関すること
生活環境班 (生活環境課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 塵芥及びし尿処理に関すること 2. 仮設トイレの設置に関すること 3. 愛玩動物等の保護等に関すること 4. 生活支援情報、応急復旧情報等の総括に関すること

	5. 災害廃棄物等の処理に関すること 6. 廃棄物及び屎収集運搬業者との連絡調整に関すること 7. 仮設トイレの管理に関すること 8. 遺体の収容、一時保存、処理及び埋葬に関すること 9. 被災家屋の解体の代行に関すること
市民班 (市民課)	1. 市民からの問い合わせ等に関すること 2. 外国人の安否情報の収集等に関すること 3. 被災証明の発行及び被災者台帳の作成に関すること 4. 市民相談窓口の開設及び運営に関すること 5. 管理施設における被害調査、報告及び応急復旧に関すること 6. 被災者に対する国民健康保険税の減免及び徴収猶予に関すること
生涯学習班 (生涯学習課) (スポーツ推進課)	1. 地区防災拠点施設の開設及び運営に関すること 2. 避難施設の開設及び運営に関すること 3. 地区住民に対する広報に関すること 4. 各行政区への連絡調整に関すること 5. 社会教育施設及びスポーツ施設の来館者等の避難誘導に関すること 6. 社会教育及びスポーツ関係団体等との連絡調整に関すること

③ 健康福祉部

班名	事務分掌
社会福祉班 健康福祉班 (社会福祉課) (長寿福祉課) (子育て支援課) (健康づくり課)	1. 避難行動要支援者への情報伝達、避難誘導及び救護に関すること
社会福祉班 (社会福祉課) (子育て支援課)	1. 避難施設開設の状況及び集計に関すること 2. 避難施設運営の総括に関すること 3. 市社会福祉協議会、日本赤十字社等との連絡調整に関すること 4. 罹災者に対する援護対策に関すること 5. ボランティアの派遣に関すること 6. 被災者の罹災台帳に関すること 7. 罹災世帯への見舞金支給及び義援金の配分に関すること
健康福祉班 (長寿福祉課) (健康づくり課)	1. 防疫活動の総合調整に関すること 2. 各区における防疫、住民の健康維持、保健衛生及び精神衛生管理に関すること 3. 医療救護本部の設置に関すること 4. 医療救護所の開設及び運営に関すること 5. 民間協力団体に対する医療救護活動の要請に関すること 6. 被災者に対する介護保険料の減免及び徴収猶予に関すること 7. 浸水家屋の消毒に関すること 8. 被災者の健康支援に関すること 9. 健康支援のための窓口設置に関すること 10. 被災者の心のケアに関すること
高松ホーム班 (高松ホーム)	1. 入所者の避難誘導に関すること

④ 経済部

班名	事務分掌
農政班 (農政課) (農林整備課) (商工労政課) (観光交流課)	1. 救援物資の受入れ、管理、備蓄物資の配分等に関すること
農政班 (農政課) (農林整備課)	1. 農林水産関連施設の被害調査、報告及び応急対策に関すること 2. 農作物、林産物及び水産物の被害調査、報告及び応急対策に関すること 3. ダム施設の被害調査並びに報告に関すること 4. 農林業被害の応急対策に関すること 5. 農林水産業関係団体との連絡調整に関すること 6. 米穀の調達に関すること 7. 家畜の防疫に関すること 8. 被災農家に対する融資等に関すること 9. 家畜の防疫及び死亡獣畜処理等に関すること 10. 応急復旧資材等の調達に関すること
商工労政班 (商工労政課) (観光交流課)	1. 観光客に対する情報の提供及び観光施設管理者との連絡調整に関すること 2. 危険物等の二次災害の防止のための応急対策活動に関すること 3. 企業等との連絡調整に関すること 4. 被害事業者に対する融資等に関すること 5. 滞留者対策に関すること

⑤ 建設部

班名	事務分掌
土木班 (土木課)	1. 道路、河川、公共土木施設の被害調査、報告及び応急対策に関すること 2. 水防活動に関すること 3. 地すべり等土砂災害の応急対策に関すること 4. 交通規制、代替道路等の確保に関すること 5. 土木資機材等の調達に関すること 6. 交通規制に係る連絡調整等に関すること 7. 市街地等の被害状況調査、報告及び応急対策に関すること 8. 土砂災害危険地域の点検と情報収集について 9. 土木関係施設の被害集計及び応急対策の総括に関すること 10. 下水道区域内排水路の応急対策に関すること
都市計画班 (都市計画課) (建築住宅課)	1. 所管施設利用者の避難誘導に関すること 2. 所管施設を避難施設として利用する場合の受入調整に関すること 3. 緊急を要する仮設住宅の整備に関すること 4. 住宅被害収集の協力に関すること 5. 仮設住宅及び部所管施設の応急復旧に係る資機材の調達に関すること 6. ヘリポートの確保・運用に関すること 7. 市庁舎等市有財産の応急復旧に関すること 8. 市営住宅に関すること 9. 公園の保全に関すること

	10. 避難施設の改善に関すること 11. 用地の確保、土地の使用・提供等に関する調査及び体制に関すること 12. 応急仮設住宅の整備・運営に関すること 13. 建築物応急危険度判定に関すること 14. 建築相談の実施に関すること 15. 建築の制限、緩和等に関すること
水道班 (水道課)	1. 所管施設の被害調査（工業用水道施設・消火栓を含む）、報告及び応急対策に 関すること 2. 水源の調査及び水質の確保に関すること 3. 応急配水管及び仮設給水管設置に関すること 4. 被災地域への応急給水に関すること 5. 断水等の広報に関すること
下水道班 (下水道班)	1. 所管施設の被害調査、報告及び応急対策に関すること 2. 仮設トイレの設置に係る監督業務に関すること 3. 下水道施設の被災状況等の広報に関すること

⑥ 病院部

班名	事務分掌
病院班 (市立総合病院) (小高病院)	1. 所管施設における被害調査、報告及び応急復旧に関すること 2. 入院患者及び外来患者の避難誘導に関すること 3. 医療救護班の編成と医療救護所の開設及び運営に関すること 4. 医療救護本部への協力に関すること 5. 医療救護班の編成及び医療救護所における医療及び助産の措置に関すること 6. 医薬品の管理、配分及び調整に関すること

⑦ 教育部

班名	事務分掌
教育総務班 (教育総務課)	1. 避難施設の開設及び運営に関すること 2. 学校教育施設の応急復旧に関すること 3. 災害時における教育行政の総合調整に関すること 4. 教育委員会所管施設の被害状況集計及び総括に関すること 5. 避難施設運営の協力に関すること
学校教育班 (学校教育課) (幼児教育課)	1. 教職員の動員に関すること 2. 園児・児童・生徒の避難誘導及び応急対策等に関すること 3. 被災園児・児童・生徒の状況把握及び援護に関すること 4. 各園・各学校の連絡調整に関すること 5. 炊出しに関すること 6. 応急教育・保育に関すること 7. 被災児童・生徒に対する学用品の支給に関すること 8. 幼児、児童・生徒の健康管理に関すること 9. 被災者に対する保育料の減免及び徴収猶予に関すること
文化財班 (文化財課) (中央図書館)	1. 文化財の被害調査、報告及び応急対策に関すること 2. 所管施設利用者の避難誘導に関すること 3. 文化財の復旧に関すること

(8) 活動支援部

班名	事務分掌
支援班 (議会事務局) (選管事務局) (監査事務局) (農委事務局)	1. 市議会及び行政委員会との連絡調整に関すること 2. 市議会災害対策支援本部に関すること
会計班 (会計課)	1. 現金及び物品の出納及び保管に関すること

(9) 各区対策部の事務分掌

班名	事務分掌
地域振興班 (地域振興課)	1. 職員の動員に関すること 2. 行政区への連絡調整に関すること 3. 区対策部員や職員のローテーション管理に関すること 4. 区対策部の庶務に関すること 5. 職員の厚生・食料確保に関すること 6. 区役所庁舎における被害調査、報告及び応急復旧に関すること 7. 南相馬警察署、小高分署及び鹿島分署との連携に関すること 8. 写真等による被災情報の記録・収集等に関すること 9. 区対策部内の連絡調整に関すること
市民福祉班 (市民福祉課)	1. 安否情報の収集・提供に関すること 2. 被災者の搜索及び救出に関すること 3. 災害時における環境衛生、環境汚染の防止に関すること
産業建設班 (産業建設課)	1. 所管施設の被害調査、報告及び応急対策に関すること 2. 道路、河川、公共土木施設の被害調査、報告及び応急対策に関すること 3. 市営住宅の応急修理に関すること 4. 公園の保全に関すること 5. 市街地等の被害状況調査、報告及び応急対策に関すること 6. ライフライン(電気、ガス及び電話)の確保に関すること 7. 関係団体等との情報連絡及び調整に関すること 8. 経済団体及び商工会との連絡調整に関すること 9. 観光客に対する情報の提供及び観光施設管理者との連絡調整に関すること 10. 水防活動に関すること 11. 土木資機材等の調達に関すること

第2章 情報の収集・伝達

項目	市担当	関係機関
第1節 災害情報の収集・伝達	総括班、情報収集班、各班	福島地方気象台、相馬地方広域消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）、県、南相馬警察署
第2節 通信の確保	総括班、広報班、情報収集班	
第3節 広報・広聴活動	広報班、情報収集班、連絡調整班、市民班、生涯学習班、市民福祉班	

第1節 災害情報の収集・伝達

第1 気象情報の収集・伝達

1 気象特別警報・警報・注意報等

気象庁から発表される気象情報は、次のとおりである。

本市が属する予報区は、浜通り（一次細分区域名）、浜通り北部（市町村等をまとめた地域）である。

(1) 警報・注意報

警報	気象警報	暴風警報・暴風雪警報・大雨警報・大雪警報
	高潮警報・波浪警報・洪水警報	
注意報	気象注意報	風雪注意報、強風注意報、大雨注意報、大雪注意報、濃霧注意報、雷注意報、融雪注意報、乾燥注意報、なだれ注意報、着氷・着雪注意報、霜注意報、低温注意報
		高潮注意報・波浪注意報・洪水注意報

(2) 特別警報

大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報である。

(3) 全般気象情報、東北地方気象情報、福島県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

(4) 記録的短時間大雨情報

県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、福島県気象情報の一種として発表する。

(5) 龍巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、一次細分区域単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から1

時間である。

(6) 火災気象通報

気象の状況が火災の予防上危険であると予想され、次の条件に該当する場合、火災気象通報を発表する。

ア 実効湿度 60%以下、最小湿度 40%以下で平均風速 8m/s 以上吹く見込みの場合

イ 平均風速 12m/s 以上の風が 1 時間以上継続して吹く見込みの場合。ただし、降雨・降雪中は通報しない場合もある。

2 土砂災害警戒情報

県と福島地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時に、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表する。

3 洪水予報

福島地方気象台と県相双建設事務所が新田川の水位を示した洪水予報を共同して発表する。

4 水位情報の周知

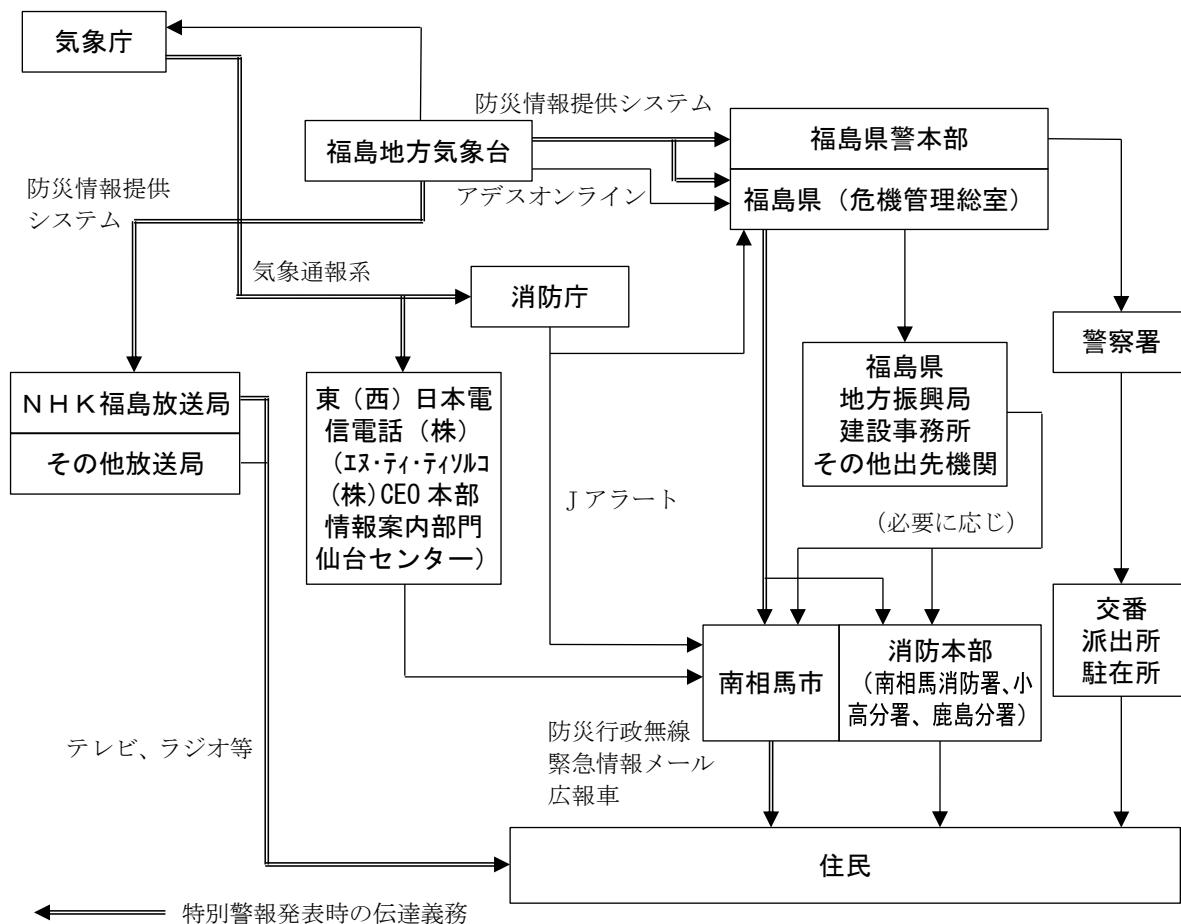
県相双建設事務所は、小高川及び真野川が所定の水位に達したときに水位到達情報を発表する。

河川名	観測所名	位置	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
新田川	原町	原町区北新田字本町	1.30m	2.10m	2.70m	2.96m
小高川	小高	小高区小高	1.80m	2.50m	2.90m	3.41m
真野川	小島田堰	鹿島区鹿島	2.50m	3.20m	3.90m	4.60m

第2 気象情報の伝達

気象情報の伝達系統は、次のとおりである。

市は、住民に対し、防災行政無線、緊急情報メール等で伝達する。特に、特別警報の情報を受けたときは、直ちに周知の措置をとる。



第3 被害情報の収集・伝達

1 異常現象の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、速やかに市長又は警察官に通報する。異常現象の通報を受けた市長は、その旨を県、関係機関等に通報する。

2 被害情報の収集

市の各班は、次の情報を収集し、本部事務局でとりまとめる。

なお、被害報告の収集は、災害発生の初期においては、人的被害及び住民の生活維持に直接関係する住家、医療衛生施設、電力・水道・通信等の生活関連施設の被害の状況を優先して収集する。

上記の災害の規模・状況が判明次第、公共施設、文教施設、産業施設その他の被害状況を速やかに調査・収集する。

把握する内容		実施担当	関係機関
人的被害	死者、行方不明者の状況 負傷者の状況	情報収集班	南相馬警察署、南相馬消防署 陸上自衛隊、郡医師会
	罹災世帯及び罹災者の把握	情報収集班	
住家被害	全壊・半壊・一部損壊の状況 床上浸水・床下浸水の状況	税務班	
	建築物応急危険度判定	都市計画班	
非住家	公共建物	財政班、所管施設	

被害		を管理する班	
	その他(倉庫、土蔵、車庫等)	市民班	
その他被害	田畠の被害状況 農林水産業施設の被害状況 農産・畜産・水産被害の状況	農政班	農業協同組合 (JA ふくしま未来)、森林組合、相馬双葉漁業協同組合、土地改良区等関係団体
	商工被害の把握	商工労政班	商工会議所等関係団体
	文教施設の被害状況	教育総務班	
	医療機関の被害状況	健康福祉班	医師会
	道路、橋りょうの被害状況	土木班	県
	河川、水路の被害状況	土木班	県
	上水道施設の被害状況	水道班	
	下水道施設の被害状況	下水道班	
	ごみ処理施設等の被害状況	生活環境班	
	危険物施設の被害状況	連絡調整班	消防本部 (南相馬消防署、小高分署、鹿島分署)、県
	土砂災害の被害状況	土木班	県
	電気、ガス、電話、鉄道の被害状況	連絡調整班	東北電力(株)相双営業所 ガス供給事業者 東日本電信電話(株)福島支店 東日本旅客鉄道(株)

3 被害状況の報告

(1) 県への報告

市は、福島県総合情報通信ネットワークの「防災事務連絡システム」により、被害情報を県に報告する。

被災等により「防災事務連絡システム」が使用できない場合、電話、FAX、電子メール等により県災害対策地方本部へ被害情報を報告する。

なお、いずれの場合においても、県へ報告することができない場合は、直接、国（総務省消防庁）へ被害状況等の報告を行う。

(2) その他

市は、大規模な災害等により、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）への通報が殺到する場合は、その状況を直ちに総務省消防庁及び県に報告する。

【県への報告先】

危機管理 総室	N T T回線		024-521-7194	(FAX) 024-521-7920
	総合情報通信 ネットワーク	衛星系	TN-8-10-201-2632、2640	(FAX) TN-8-10-201-5524
	ネットワーク	地上系	TN-8-11-201-2632、2640	(FAX) TN-8-11-201-5524
相双地方振興局	N T T回線		0244-26-1144 (内線 266・267・269)	0244-26-1120

【国（消防庁）への報告先】

回線別	区分		平日 (9:30~18:30) ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
	N T T回線	電話 FAX	03-5253-7527 03-5253-7537	03-5253-7777 03-5253-7553
消防防災無線	電話 FAX		90-43421 90-49033	90-49101 90-49036
地域衛星通信ネットワーク	電話	TN-048-500-90-43421		TN-048-500-90-49101

	FAX	TN-048-500-90-49033	TN-048-500-90-49036
--	-----	---------------------	---------------------

(3) 留意事項

市は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概略的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、市域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）に連絡する。

4 報告の種類等

市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡する。報告の種類及び様式は次のとおりとする。

(1) 報告の種類

ア 概況報告（被害即報）

被害が発生した場合に直ちに行う報告

イ 中間報告

被害状況を掌握した範囲でその都度行う報告。なお、被害が増加する見込みのときは、集計日時を明記する。

ウ 確定報告

被害の状況が確定した場合に行う報告

(2) 報告の様式

ア 報告様式は別に定める被害報告様式による。

イ 概況報告及び中間報告は、確定報告の様式に準じた内容により行う。

第2節 通信の確保

第1 通信手段の確保

市は、次の通信手段を活用し、情報の収集・伝達を行う。

通信システム	内 容	
一般電話（災害時優先電話）	・職員との連絡、県及び関係防災機関との連絡に活用する。	
防災行政無線	同報系	・災害時における住民への広報活動等に利用する。
	地域防災系	・災害時における各班及び市内の各防災関連施設等との連絡に活用する。
	移動系	
衛星携帯電話	・職員との連絡、県及び防災関係機関との連絡等に活用する。	
電子メール	・一般電話が繋がりにくい場合に、防災関係機関との連絡手段として活用する。 ・指定避難所や災害現場等移動中の職員との連絡手段として携帯電話の電子メールを活用する。	

緊急情報等メールサービス	・市から住民へ情報を一斉配信する手段として活用する。
Lアラート	・メディアを活用して住民へ情報を一斉配信する手段として利用する。
福島県総合情報通信ネットワーク	・衛星回線と地上系無線回線及び有線回線の複数ルートで構成され、県、国、市町村、消防本部等との連絡に活用する。

第2 各種通信施設の利用

1 非常無線通信の利用

市は、一般電話及び防災行政無線等が使用不能になったときは、次の非常無線施設を利用する。

- (1) 東北地方非常通信ルートに基づく東北地方整備局・警察本部・東北電力（株）福島支店
- (2) (一社) 日本アマチュア無線連盟福島県支部及びアマチュア無線赤十字奉仕団、南相馬アマチュア無線クラブ

2 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の利用

市は、災害応急対策に必要な通信機器及び通信設備の電源供給停止時の応急電源（移動電源車）について、必要に応じ、東北総合通信局に貸与を要請する。

第3節 広報・広聴活動

第1 広報活動

1 広報手段

市は、次の手段で広報活動を行う。

- | | | |
|--------------------|-------------|-------------|
| (1) 防災行政無線 | (2) 広報車 | (3) 緊急情報メール |
| (4) ホームページ | (5) 公式ツイッター | (6) 広報紙 |
| (7) 指定避難所、区役所等での掲示 | | |

2 広報内容

広報内容は、次のとおりである。

なお、住民の必要とする情報は、災害発生からの時間の経過に伴い変化するため、必要性に即した情報を的確に提供することに留意する。

- | |
|-------------------------------------|
| (1) 地域の被害状況に関する情報 |
| (2) 避難に関する情報 |
| ア　避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）に関すること |
| イ　緊急避難場所、避難所の開設に関すること |
| ウ　指定された避難所以外に避難した被災者への支援情報 |
| (3) 地域の応急対策活動に関する情報 |
| ア　救護所の開設等、医療に関すること |
| イ　交通機関及び道路の復旧に関すること |
| ウ　電気、水道の復旧に関すること |
| (4) 安否情報、義援物資の取扱いに関する情報 |
| (5) その他住民に必要な情報（二次災害防止に関する情報を含む） |

- ア 納水及び給食のこと
- イ 電気、ガス、水道による二次災害防止のこと
- ウ 防疫のこと
- エ 臨時災害相談所の開設のこと
- オ 災害廃棄物のこと
- カ 被災者への支援策のこと

3 要配慮者への広報

市は、社会福祉協議会の協力により、手話通訳等のボランティアによる広報活動を実施する。避難所等においては、避難者に要配慮者への伝達を要請する。

第2 報道機関への情報提供

1 災害情報共有システム（Lアラート）

市は、災害情報共有システム（Lアラート）に被害情報や避難勧告・指示（緊急）等の発令、避難所開設などの災害情報等を発信し、報道機関を通じて住民へ伝達する。

2 報道発表

市は、臨時の共同会見所を設置し、本部員会議で諮った事項について、定期的に記者発表を行う。

3 報道機関への要請

市は、報道機関からの取材活動の受付を行う。取材は、本部長の許可を得た者のみとし、電話による取材は受け付けないことを基本とする。

第3 被災者相談

市は、被害状況に応じて被災者のための相談窓口を市役所、区役所に設置し、各種手続きや相談業務を行う。

第3章 応援の要請

項目	市担当	関係機関
第1節 行政機関等への応援要請	総括班、連絡調整班	相馬地方広域消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）、南相馬市消防団
第2節 自衛隊の災害派遣要請	総括班、連絡調整班	

第1節 行政機関等への応援要請

第1 県への応援要請

1 知事への要請

市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事に応援（若しくは応援のあっせん）を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。（災害対策基本法第68条）

2 要請手続き

市長は、次に掲げる事項について口頭又は電話をもって要請し、後日文書により処理する。

- | | |
|----------------------|-------------------|
| (1) 災害の状況及び応援を求める理由 | (2) 応援を要請する機関名 |
| (3) 応援を要請する職種別人員、物資等 | (4) 応援を必要とする場所、期間 |
| (5) その他必要な事項 | |

3 情報連絡員（県リエゾン）の派遣

県は、市災害対策本部を設置した場合、若しくは通信手段途絶等により派遣が必要と認める場合は、相双地方本部又は県災害対策本部から情報連絡員を派遣する。

第2 国等への応援要請

1 職員の派遣、あっせんの要求

市長は、災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があると認めるときは、知事に対し、次の職員の派遣、あっせんを求める。

内 容	根拠法令
指定地方行政機関、指定公共機関の職員の派遣要請	災害対策基本法第29条2
指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、特定公共機関の職員の派遣あっせん	災害対策基本法第30条第1項
地方自治法第252条の17の規定による職員の派遣、特定地方独立行政法人法第124条第1項の規定による職員の派遣あっせん	災害対策基本法第30条第2項

2 要請手続き

市長は、次に掲げる事項について口頭又は電話をもって要請し、後日文書により処理する。

なお、派遣された職員の身分の取扱いに関しては、災害対策基本法施行令第17条に定めるとおりである。

- | | |
|--------------------------|------------------------|
| (1) 派遣を要請する理由 | (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数 |
| (3) 派遣を必要とする期間 | (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件 |
| (5) その他職員の派遣について必要とされる事項 | |

第3 区市町村への応援要請

1 市町村への要請

市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対し、応援を求める。(災害対策基本法第67条)。

2 協定による区市町村への要請

市長は、災害時相互応援協定に基づき、区市町村に応援を要請する。

第4 消防の広域要請

1 緊急消防援助隊の派遣要請

市長又は消防長は、大規模な災害等に際し、自らの消防力では対応できず、緊急消防援助隊の応援を受ける必要があると判断した場合は、「福島県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、次の事項を明らかにして、知事に応援を要請する。

- | | |
|----------------------|--------------------|
| (1) 火災の状況及び応援要請の理由 | (2) 緊急消防援助隊の派遣要請期間 |
| (3) 応援要請を行う消防隊の種別と人員 | (4) 市への進入経路及び集結場所 |

2 消防本部の相互応援

消防長は、福島県広域消防相互応援協定等に基づき、県内消防本部に応援を要請する。

3 消防団の相互応援

本部長又は消防団長は、相馬地方消防団相互応援協定書に基づき、相馬地方の消防団に応援を要請する。

第5 民間事業者等への応援要請

市は、災害応援協定に基づき、民間事業者・団体等に応援を要請する。

第6 応援の受け入れ

1 応援の調整

市は、応援を要請した場合、応援要員の職種、人数、必要資機材等について応援先と調整を行う。

2 応援の受け入れ

(1) 受入れ拠点の確保

市は、応援隊を受入るため駐車可能な集結地を指定する。集結地は、北新田第2運動場、馬事公苑とする。

(2) 食料・資機材等の確保

応援職員の食料・資機材等は、原則として応援側に確保を要請する。

(3) 宿泊施設の確保

宿泊施設は、原則として応援側に確保を要請するが、可能な範囲で公共施設等を提供する。

3 消防の応援の受入れ

消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）は、応援を受け入れる場合は、担当者を明確にし連絡体制を整える。

- (1) 緊急消防援助隊の誘導方法
- (2) 緊急消防援助隊の人員、機材数、応援都道府県隊長等の確認
- (3) 緊急消防援助隊に対する給食、仮眠施設等の手配

なお、緊急消防援助隊の受入場所は、南相馬消防署、小高分署、鹿島分署とする。

第2節 自衛隊の災害派遣要請

第1 災害派遣要請の要求

1 知事への要求

市長は、市の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して、自衛隊災害派遣の要請をするよう求める。

要求に当たっては、次の事項を明記した文書をもって行う。

ただし、緊急を要し、文書をもってするいとまがない場合は電話等により、直接知事に要求し、事後、文書を送達する。この場合、速やかに県地方振興局長へ連絡する。

提出（連絡）先	県危機管理部危機管理総室、災害対策本部総括班
提出部数	2部
記載事項	<ul style="list-style-type: none">(1) 災害の状況及び派遣を要する事由(2) 派遣を希望する期間(3) 派遣を希望する区域及び活動内容(4) その他参考となるべき事項

2 部隊への通知

市長は、前項の要求ができない場合は、市を災害派遣隊区とする駐屯地司令の職にある部隊長（福島駐屯地司令）に対して災害の状況を通知する。この場合、市長は、速やかにその旨を知事に通知する。

担当窓口	陸上自衛隊福島駐屯地 陸上自衛隊第44普通科連隊第3科
連絡先	TEL 024-593-1212 内線 237 (県総合情報通信ネットワーク 811-280-01)

第2 災害派遣の自主派遣

災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事（災害対策本部総括班）の要請を待ついたまがないときは、駐屯地司令の職にある部隊長は、要請を待つことなくその判断に基づいて部

隊等を派遣することができる。

第3 災害派遣の範囲

知事が自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、災害時における人命又は財産の保護のため必要があり、かつ、緊急性、公共性があるので、他の機関の応援等により対処できない場合とし、概ね次による。

なお、特に人命にかかるもの（救急患者、薬等の緊急輸送等）については、災害対策基本法に規定する災害以外であっても、災害派遣として行う。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難の援助
- (3) 遭難者等の捜索救助
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動（空中消火を含む。）
- (6) 道路又は水路の啓開
- (7) 応急医療、救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
- (9) 炊飯及び給水
- (10) 物資の無償貸付及び譲与（防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令第13、14条）
- (11) 危険物の保安及び除去（火薬類、爆発物の保安措置及び除去）
- (12) 予防派遣（災害に際し被害が客観的に推定され、かつ急迫している場合でやむを得ないと認められる場合）

第4 災害派遣部隊の受入れ等

1 作業計画・資機材の準備

市は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、次の事項について計画を作成するとともに、諸作業に關係ある管理者の了解を取り付けるよう配慮する。

また、自衛隊の活動が円滑にできるように常に関係情報を収集し、作業実施に必要とする十分な資料（災害地の地図等）を準備するとともに、作業区ごとに責任ある連絡員をあらかじめ定める。

作業計画	(1) 作業箇所及び作業内容 (2) 作業の優先順位 (3) 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所 (4) 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所
野営場所	北新田第2運動場、馬事公苑

2 自衛隊との連絡体制

市は、災害対策本部事務局に關係機関連絡室を設置し、部隊長又は連絡員の派遣を要請する。また、災害現場に近い区役所に自衛隊との連絡所を設置する。

3 活動の調整

市は、自衛隊、警察、消防等の活動が競合重複することのないよう、最も効率的な分担とな

るよう調整する。

また、補償問題等発生の際の相互協力、現地資材等の使用等に関する協力を図る。

4 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市長等、警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限り、次の措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を市長に通知しなければならない。

- (1) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令
- (2) 他人の土地等の一時使用等
- (3) 現場の被災工作物等の除去等
- (4) 住民等を応急措置の業務に従事させること

また、自衛隊法の規定により、災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、警告及び避難等の措置をとることができる。

第5 部隊の撤収

1 部隊の撤収

市長は、災害派遣の目的を達し、部隊が派遣の必要がなくなったと認めた場合に、知事と撤収について協議する。

2 経費の負担区分

災害派遣に要した経費の負担区分は、次のとおりとする。

ただし、その区分を定めにくいものについては、県、市、部隊が相互調整の上、その都度決定する。

(1) 県、市の負担

災害予防、災害応急対策、災害復旧等に必要な資材、施設の借上料及び損料、消耗品、電気、水道、汲取、通信費及びその他の経費

(2) 部隊の負担

部隊の露營、給食及び装備、器材、被服の整備、損耗、更新並びに災害地への往復等の経費

第4章 水防活動・土砂災害応急対策

項目	市担当	関係機関
第1節 水防活動	総括班、土木班	南相馬市消防団、相双建設事務所
第2節 土砂災害応急対策	総括班、社会福祉班、土木班、産業建設班	相双建設事務所

第1節 水防活動

第1 水防組織

水防に關係のある警報・注意報等の発表又は地震等の発生等により、洪水、内水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときから洪水等のおそれがなくなったと認められるときまで、市は市役所に水防本部を設置し、事務を処理する。

ただし、災害対策本部が設置されたときは、同本部の一部として編入され、その事務を処理する。

第2 水防活動

水防活動については、別に定める南相馬市水防計画による。

第2節 土砂災害応急対策

第1 土砂災害警戒情報

1 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨警報又は大雨特別警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて監視基準（土砂災害発生危険基準線）に達したとき、又は達するおそれがあるときに県と気象台が発表対象地域ごとに発表する。

2 避難勧告・指示（緊急）等

市は、県から伝達された土砂災害警戒情報、気象情報等をもとに、避難勧告・指示（緊急）等を発令する。避難の詳細については、第6章を準用する。

第2 土砂災害・斜面災害応急対策

1 応急対策の実施

市は、住民等から土砂災害等の通報を受けた時及びパトロール等により土砂災害等を確認した時は、県及び関係機関へ連絡する。

また、住民に被害が及ぶおそれがある場合は、住民に対する避難のための勧告・指示（緊急）及び避難誘導等を実施する。

県は、土砂災害等の被害拡大や二次災害を防止するため、市及び関係機関と情報の共有化を図るとともに、応急対策を実施する。

2 要配慮者利用施設への対応

市は、土砂災害等により、要配慮者が利用する施設に被害が及ぶおそれがある場合は、当該施設のほか、消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）、消防団、警察署、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等に、避難情報等を伝達し、避難支援活動を行う。

3 土砂災害等の調査

（1）土砂災害の調査

- ア 国、県、市は、土砂災害等の被災状況を把握するため、被災概要調査を行い、被害拡大の可能性について確認する。
- イ 被害拡大の可能性が高い場合は、関係機関等へ連絡するとともに、巡回パトロールや監視員の配置等により状況の推移を監視し、応急対策の実施を検討する。
- ウ 被害拡大の可能性が低い場合は、被災詳細調査を行うとともに、応急対策工事の実施を検討する。
- エ 重大な土砂災害が想定される場合は、土砂災害防止法第28条及び第29条に基づく緊急調査を実施する。

（2）調査結果の通知等

- ア 国、県は、被災概要調査結果及び状況の推移を市及び関係機関等に連絡する。
- イ 緊急調査を行った場合は、土砂災害防止法第31条に基づき、結果を土砂災害緊急情報として市に通知する。
- ウ 市は、土砂災害緊急情報、被害概要調査結果及び状況の推移を関係住民等に連絡する。

4 応急対策工事の実施

国、県、市は、被災詳細調査の結果から、被害拡大防止に重点を置いた応急対策工事を適切な工法により実施する。

また、異状時に関係住民へ通報するシステムについても検討する。

5 避難勧告・指示（緊急）等

市は、土砂災害緊急情報や被災概要調査の結果により、二次災害等被害拡大の可能性が高いと考えられるときは、関係住民にその調査概要を報告するとともに、避難勧告・指示（緊急）等及び避難誘導等を実施する。

第5章 消火及び救助・救急活動

項目	市担当	関係機関
第1節 消火活動	総括班	相馬地方広域消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）、南相馬市消防団
第2節 救助・救急活動	総括班、市民福祉班	相馬地方広域消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）、南相馬市消防団

第1節 消火活動

第1 消防本部の消防活動

消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）は、消防団等と連携し有効な対策を行い、次のとおり活動する。

1 災害情報収集活動優先の原則

同時多発火災などの災害状況の迅速な把握と的確な対応のため、消防車等の管内巡回による災害情報の収集を行う。

2 避難場所及び避難路確保優先の原則

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難場所及び避難路確保の消防活動を行う。

3 重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。

4 消火可能地域優先の原則

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して行う。

5 市街地火災消防活動優先の原則

大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後、部隊を集中して消防活動に当たる。

6 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消防活動を優先する。

7 火災現場活動の原則

- (1) 出場隊の指揮者は、災害の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。
- (2) 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。
- (3) 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道

路、河川、耐火建造物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

第2 消防団による活動

消防団は、消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）と連携をとりながら、次の活動を行う。

1 情報収集活動

管内の災害情報の収集を積極的に行う。

2 出火防止

火災等の災害発生が予測された場合は、居住地周辺の住民に対し、出火防止の広報を行い、出火した場合には住民と協力して初期消火を図る。

3 消火活動

消防隊が到着するまで消防隊が十分でない場合には、率先して消火活動を行う。

4 救助活動

消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）による活動を補佐し又は自らが積極的に活動し、要救助者の救助救出と負傷者に対して簡易な応急処置を行い、安全な場所への搬送を行う。

5 避難誘導

避難の勧告・指示（緊急）等がなされた場合には、住民に伝達し関係機関と連絡をとりながら、住民を安全に避難誘導する。

第2節 救助・救急活動

第1 消防本部による救助・救急活動

消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）は、次の原則のとおり救助・救急活動を行う。

1 救助・救急活動

- (1) 救助・救急は、救命の処置を必要とする負傷者を優先とし、その他の負傷者に対しては、できる限り、消防団員、自主防災組織及び付近住民の協力を求めて、自主的な処置を行わるとともに、他の防災機関と連携の上、救助・救急活動を実施する。
- (2) 延焼火災が多発し、同時に多数の救助・救急が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救助・救急活動を行う。
- (3) 延焼火災が少なく、同時に多数の救助・救急が必要となる場合は、多数の人命を救護できる現場を優先に、効果的な救助・救急活動を行う。
- (4) 同時に小規模な救助・救急を必要とする事象が併発した場合は、救命効率の高い事象を優先に救助・救急活動を行う。

2 救助・救急における出動

- (1) 救助・救急の必要な現場への出動は、救命効率を確保するため、努めて救助隊と救急隊が連携して出動する
- (2) 救助活動を必要としない現場への出動は、救急隊のみとし、救命を要する重症者を優先

に出動する。

3 活動調整

消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）は、災害対策本部に連絡員を派遣し、自衛隊、警察等の救助隊と活動重複がないよう調整を図る。

第2 市の救助活動

市は、消防団を動員し、救助活動を実施する。

また、災害対策本部に派遣された消防、自衛隊、警察の連絡員に情報を提供し、救助区域について活動区域が重複しないよう調整を図る。

救助活動において、建設機械等が必要な場合は、（一社）福島県建設業協会相馬支部等に要請する。

なお、救助活動を実施することが困難な場合、県に対し救助活動の実施を要請する。

第3 自主防災組織、事業所等による救助活動

自主防災組織、事業所の防災組織及び住民は、次により自主的な救助活動を行う。

- 1 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。
- 2 救助活動用資機材を活用し、組織的救助活動に努める。
- 3 自主救助活動が困難な場合は、消防又は警察等に連絡し早期救助を図る。
- 4 救助活動を行うときは、可能な限り市、消防、警察と連絡を取り、その指導を受けるものとする。

第6章 避難対策

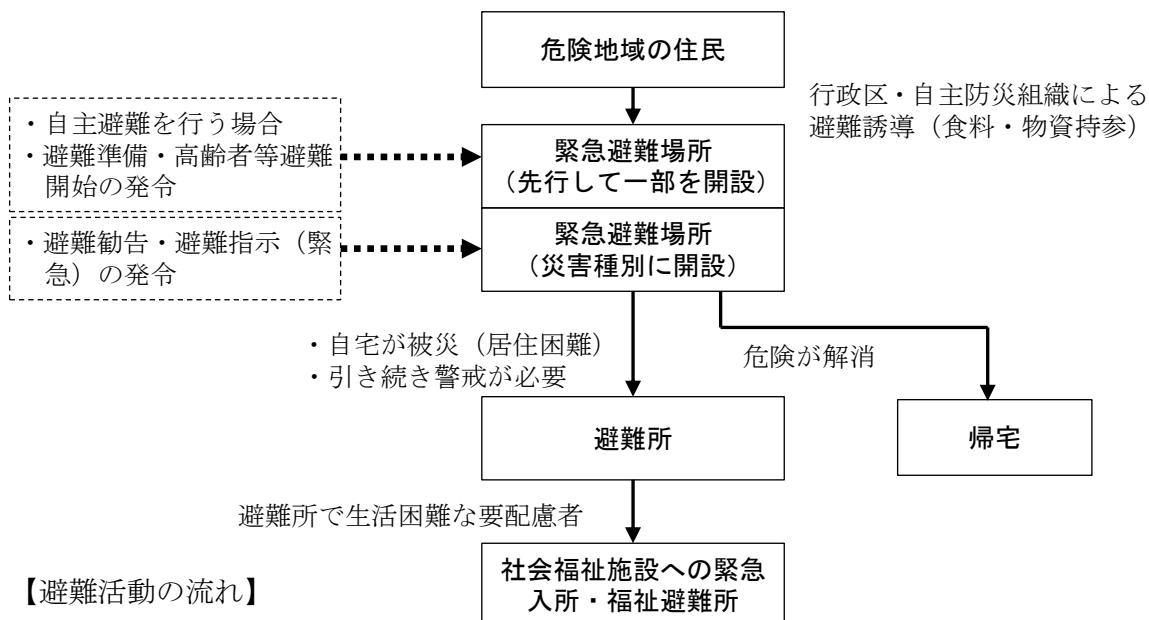
項目	市担当	関係機関
第1節 避難活動	総括班、広報班、総務班、財政班、税務班、市民班、社会福祉班、健康福祉班、高松ホーム班、市民福祉班	
第2節 緊急避難場所・避難所の設置・運営	総括班、生涯学習班、社会福祉班、健康福祉班、教育総務班	
第3節 帰宅困難者対策	商工労政班	

第1節 避難活動

第1 避難の基本

避難活動は、次を基本とする。

- (1) 台風接近等により自主避難又は避難準備・高齢者等避難開始を発令した場合は、先行して一部の緊急避難場所を開設する。
- (2) 土砂災害、河川の氾濫等の危険がある場合は、危険区域の住民に対して、避難勧告、避難指示（緊急）を発令する。その場合は、災害の種別に対応した緊急避難場所を開設する。
- (3) 危険が解消した場合は、緊急避難場所を閉鎖する。避難者は帰宅の措置をとる。
- (4) 災害により住家が被災した場合は、避難所を開設し避難者を受け入れる。



第2 避難勧告・指示（緊急）等の発令

1 避難勧告・指示（緊急）等の発令

(1) 避難勧告・避難指示（緊急）

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、必要と認める地域の居住者、

滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを勧告し、緊急を要すると認めるときは、避難のための立退きを指示する。

(2) 避難準備・高齢者等避難開始

市長は、避難勧告・指示（緊急）に先立ち、住民の避難準備と要配慮者等の避難を促すために、避難準備・高齢者等避難開始を発令する。

(3) 屋内での待避等の安全確保措置

市長は、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置（以下「屋内安全確保」という。）を指示する。

発令権者	勧告・指示を行う要件	根拠法令
市長	・勧告：災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき ・指示：急を要すると認めるとき	災害対策基本法第60条第1項
知事	・災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法第60条第5項
警察官 海上保安官	・市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認められるとき ・市長から要求があったとき	災害対策基本法第61条
警察官	・人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき	警察官職務執行法第4条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	・人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官がいないとき	自衛隊法第94条
知事又は知事の命を受けた県職員	・洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき ・地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条 地すべり等防止法第25条
水防管理者	・洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条

2 避難勧告・指示（緊急）等の基準

避難勧告・指示（緊急）等の基準は、資料編に示す。

なお、市は、避難の勧告・指示又は屋内安全確保を指示する場合、福島地方気象台、県に対し助言を求めることができる。

3 避難勧告・指示（緊急）等の内容

避難の勧告・指示（緊急）等を実施する者は、次の内容を明示して行うものとする。

- | | | |
|------------------|--------------|----------|
| (1) 避難対象地域 | (2) 避難先 | (3) 避難経路 |
| (4) 避難の勧告又は指示の理由 | (5) その他必要な事項 | |

4 避難措置の周知等

(1) 知事への報告

市長は、避難勧告・指示（緊急）又は屋内安全確保を指示したときは、次の事項について速やかにその旨を知事に報告する。住民が自主的に避難した場合も同様とする。

- | |
|----------------------------|
| ア 避難勧告・指示（緊急）、屋内安全確保の指示の有無 |
|----------------------------|

イ	避難勧告・指示（緊急）、屋内安全確保の指示の発令時刻
ウ	避難対象地域
オ	避難責任者
キ	経緯、状況、避難解除帰宅時刻等

また、避難及び屋内安全確保の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、速やかにその旨を知事に報告する。

（2）住民への周知

市は、次の手段で避難勧告・指示（緊急）等の内容を周知する。

ア	防災行政無線	イ	広報車	ウ	緊急情報メール
エ	公式ツイッター	オ	ホームページ	カ	Lアラート

5 避難勧告・指示（緊急）等の解除

市は、避難勧告・指示（緊急）等の解除に当たって、関係機関から必要な助言を受け、安全性の確認に十分努める。

第3 警戒区域の設定

1 警戒区域の設定

市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、あるいは人の生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限、禁止、退去を命ずる。

2 警戒区域設定の周知

市は、警戒区域を設定した場合、住民等に周知する。周知は、避難勧告・指示（緊急）等と同様とする。

第4 避難の誘導

住民等の避難誘導は、自主防災組織等による自主的な避難誘導を原則とする。危険地域においては、消防団等が安全な避難方向等について誘導を行う。

第5 避難行動要支援者対策

1 避難情報の伝達

（1）要配慮者利用施設

市は、浸水想定区域内の要配慮者利用施設に、避難に関する情報を伝達する。要配慮者利用施設の管理者は、職員及び入所者に対し情報を伝達する。

（2）在宅の避難行動要支援者

市は、防災行政無線等により避難に関する情報を伝達する。

また、必要に応じて、直接電話で伝達するほか、消防団、民生委員・児童委員、自主防災組織等の協力により伝達する。

2 避難誘導

（1）要配慮者利用施設

要配慮者利用施設の管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき職員が入所者を避

難所に誘導する。

(2) 在宅の避難行動要支援者

消防団、民生委員・児童委員、自主防災組織等の協力により、避難誘導を行う。

第6 広域的な避難対策

大規模災害により、市域を越えた避難が必要な場合、市は、県に受入先確保の要請を行う。

また、市は、広域避難の際、同一市町村及び同一地域コミュニティ単位で避難所に入所できるよう、住民に対して避難先の割り当てを周知とともに、避難するための手段を持たない被災者のために、県と協力し輸送手段を調達する。

また、開設した避難所には可能な限り職員を配置し、避難者の状況把握に努める。

第7 安否情報の提供等

1 照会による安否情報の提供

市又は県は、被災者の安否情報について照会があったときは、回答することができる。回答の際は、被災者や第三者の利益を侵害しないように配慮する。

また、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

2 被災者の同意又は公益上必要と認める場合

市又は県は、被災者が照会に際してその提供について同意をしている安否情報については、同意の範囲内で提供することができる。

また、公益上特に必要があると認めるときは、必要と認める限度において、被災者に係る安否情報を提供することができる。

第2節 緊急避難場所・避難所の設置・運営

第1 緊急避難場所の開設

1 緊急避難場所の開設

市は、避難勧告・指示（緊急）等を発令した場合、緊急避難場所を開設する。

なお、台風の接近等や、避難準備・高齢者等避難開始を発令した場合、一部の指定緊急避難場所を先行して開設する。

2 緊急避難場所での対応

緊急避難場所を事前に開設した場合は、原則として、食料、毛布等の物資は、避難者自らが確保するものとする。

危険な状況が解消された後は帰宅の措置をとる。住家が被災した場合は、市が開設した避難所へ移動する。

第2 避難所の設置

1 避難所の開設

(1) 指定避難所の開設

市は、住家が被災し居住が困難となった被災者に対し、生活の場として避難所を開設す

る。開設する場合は、原則として各避難所に市職員等を維持、管理のため配置し、施設管理者と連携して避難所の運営を支援する。

(2) その他の施設の利用

市の施設では不足する場合は、県に県有施設の利用を要請する。

また、県を経由して、内閣府と協議の上、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借上げ等により避難所を開設する。

2 避難所開設の周知

(1) 県への報告

市は、避難者に係る情報の把握に努め、開設報告及びその受入状況を毎日県に報告し、必要帳簿類を整理する。開設時の報告事項は、次のとおりである。

ア 避難所開設の日時及び場所	イ 箇所数及び受入人員
ウ 開設期間の見込み	

(2) 住民への周知

市は、避難所を開設した場合に、速やかに地域住民に周知するとともに、警察、消防に連絡する。周知の方法は、避難勧告・指示（緊急）等の周知と同様とする。

第3 避難所の運営

1 避難所の運営主体

(1) 避難所運営組織

避難所の運営は、自主防災組織、行政区等の住民組織を母体とした避難者による自治を基本とし、避難所運営組織を立ち上げて対応する。市は、避難所に市職員等を配置し、避難所を管理し、運営を支援する。

その場合、女性の参画を求めるとともに、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点や、若年・高齢者等の意見を反映できるよう配慮する。

(2) 外部支援者等との連携

市及び避難所運営組織は、施設管理者、避難所運営に専門性を有した外部支援者等の協力を得て、避難所の運営を行う。

2 避難所の運営

(1) 住民の避難先の把握

市は、安否情報の提供や支援制度の案内等に役立てるため、避難者の情報を把握する。

(2) 設備の整備

市は、必要に応じて、次の設備や備品を整備し、被災者に対するプライバシーの確保、暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保等、生活環境の改善対策を講じる。

ア 畳、マット、カーペット	イ 間仕切り用パーテーション
ウ 冷暖房機器	エ 洗濯機・乾燥機
オ 仮設風呂・シャワー	カ 仮設トイレ
キ テレビ・ラジオ	ク インターネット情報端末
ケ 簡易台所、調理用品	コ 情報掲示板
サ その他必要な設備・備品 等	

(3) スペースの確保

市は、避難所運営組織とともに、避難所のスペースを確保する。
特に、要配慮者、女性、児童・生徒等の状況に応じた環境に配慮する。

ア 救護所	イ 乳幼児のいる家庭、単身女性等の専用スペース
ウ 男女別更衣室・物干場	エ 授乳室 オ 女性用仮設トイレ
カ 相談ルーム	キ 談話室 ク 児童・生徒の学習場所 等

(4) 避難所の警備

警察署は、避難所の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官を配置する。

(5) 生活の支援

市は、避難者に対し、次の生活支援を行う。

ア 給水	イ 食料の供給	ウ 医療救護
エ 生活必需品の供給	オ 情報提供 等	

3 要配慮者対策

市は、県、関係機関等の協力を得て、次の要配慮者対策を行う。

(1) 医療・救護、介護・援護措置

要支援者を支援が受けられる避難所に受け入れる。また、介護や救護を福祉団体等に要請する。

(2) 健康支援

保健師等による巡回健康相談及び指導、精神科医等によるメンタルヘルスケア（相談）を行う。

(3) 栄養・食生活支援

管理栄養士等により、妊娠婦、乳幼児、糖尿病・アレルギー等の食事療法が必要な者等に、栄養相談を実施する。

また、乳児、妊娠婦、病者等に配慮した食品の手配、調理方法の相談を行う。

(4) 福祉避難所への受入れ

一般の避難所では生活することが困難な要配慮者を市が指定した福祉避難所に移送する。

4 指定避難所以外の被災者への支援

(1) 避難者の把握

市は、在宅の被災者や車中・テント等で生活を余儀なくされている被災者の所在を、消防団や行政区・自主防災組織等と連携して把握する。

(2) 生活支援

市は、指定避難所以外の被災者に対し、広報紙の配布、防災情報メール等で、市の支援情報を提供する。

また、当該地域の指定避難所にて、避難所生活者と同様に食料、物資の供給を受けられるよう配慮する。

(3) 避難所の追加指定

市は、民間の施設等に避難している場合は、施設管理者の了解を得て、避難所として追

加指定する。

第4 避難所の閉鎖

市は、避難者の状況を勘査しつつ、避難所の集約及び閉鎖を行う。避難所を閉鎖した場合は、県に報告する。

第3節 帰宅困難者対策

第1 一時滞在

市は、道路の被害や公共交通機関が途絶し、市外への移動ができない通過者や観光客等（帰宅困難者）の状況を把握し、その状況に応じて、一時滞在施設を指定し受け入れる。

また、ホテル等の事業者に施設への受入れを要請する。

第2 帰宅支援

市は、帰宅困難者に対し、状況に応じて、飲料水、食料等の供給、情報の提供を行う。

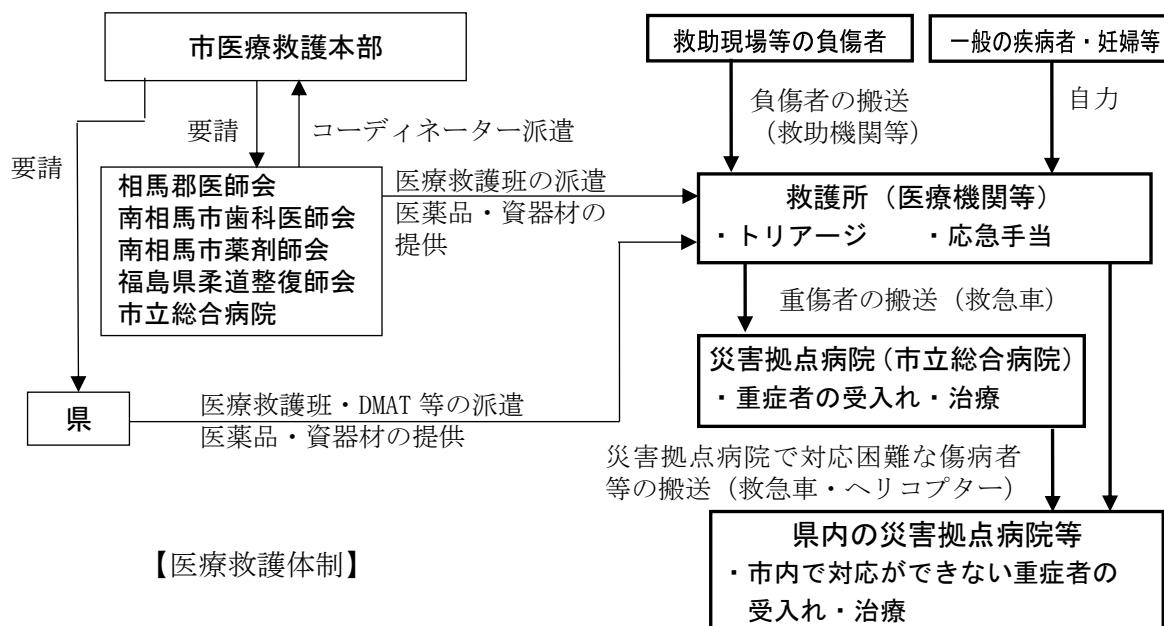
なお、県と小売店、飲食店やフランチャイズ事業者等との応援協定により、大規模な災害発生時に交通機関が麻痺した場合などは、災害情報や休憩場所等が提供される。

第7章 医療（助産）救護活動

項目	市担当	関係機関
第1節 医療救護体制の確保	健康福祉班、病院班	相馬郡医師会、南相馬市歯科医師会、南相馬市薬剤師会、福島県柔道整復師会、相馬地方広域消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）、相双保健福祉事務所
第2節 医療救護活動	健康福祉班、病院班	相馬郡医師会、南相馬市歯科医師会、南相馬市薬剤師会、福島県柔道整復師会、相馬地方広域消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）、相双保健福祉事務所

第1節 医療救護体制の確保

市は、災害が発生し、通常の医療体制では対応できない場合、医療救護体制を確保する。



第1 医療救護本部体制

1 医療救護本部の設置

市は、災害対策本部に医療救護本部を設置し、医師会、歯科医師会及び薬剤師会から医療コーディネーターを派遣するよう要請する。

医療救護本部では、傷病者の情報から災害医療全般の指揮・調整を行う。

2 医療救護班の編成

市は、医師会、歯科医師会、薬剤師会に対し、医療救護班の編成及び救護所への派遣を要請する。

災害救助法が適用された後の医療（助産）救護の必要がある場合、又は市の体制では十分でない場合は、県に、災害派遣医療チーム（DMAT）、医療救護班等の派遣を要請する。医療救護班の業務は、次のとおりである。

- | | |
|-------------------------|-------------------|
| ア 診療（死体検案・身元確認を含む。） | イ 応急処置、その他の治療及び施術 |
| ウ 分娩の介助及び分娩前後の処置 | エ 薬剤又は治療材料の支給 |
| オ 医療施設への搬送要否（主に重症患者）の決定 | |
| カ 看護 | キ その他医療救護に必要な措置 |

第2 市立総合病院の医療体制

市立総合病院は、医療救護本部と連携して、傷病者を受け入れる体制を準備する。

第2節 医療救護活動

第1 応急医療救護

1 救護所の設置

市医療救護本部は、多数の傷病者が発生、又は医療機関の機能が低下した場合は、救護所を設置する。救護所は、次の施設（入口付近）に設置する。

- | | | |
|----------|--------|-----------------|
| ア 市立総合病院 | イ 小高病院 | ウ 鹿島厚生病院 |
| エ 小野田病院 | オ 大町病院 | カ 医療救護本部が指定した場所 |

2 救護所での活動

救護所では、医療救護班により次の医療救護活動等を行う。

- | | |
|-------------|---------------------|
| ア 傷病者のトリアージ | イ 応急処置 |
| ウ 助産 | エ 死亡の確認（検案・身元確認を含む） |

第2 傷病者の搬送

1 傷病者の搬送

（1）救出現場からの搬送

救出現場から救護所までの搬送は、救助活動を実施した機関、自主防災組織等が搬送する。

（2）救護所から医療機関への搬送

救護所から医療機関への搬送については、医療救護班の班長が市医療救護本部又は消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）等に搬送用車両の手配を要請して行う。

なお、重症者の場合は、市は、必要に応じて県に消防防災ヘリコプター、県ドクターへり、自衛隊等のヘリコプターを要請する。

種別	医療機関名
基幹災害拠点病院	福島県立医科大学附属病院
地域災害拠点病院	福島赤十字病院、南相馬市立総合病院、いわき市立総合磐城共立病院、会津中央病院、福島県立南会津病院、太田総合病院附属太田西ノ内病院、白河厚生病院

2 医療スタッフ等の搬送

市救護本部は、医療（助産）救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班等の搬送に当た

っては、搬送手段の優先的な確保など特別な配慮を行う。

第3 医薬品等の確保

1 医薬品等の確保

市医療救護本部は、薬剤師会、民間事業者から救護所で必要な医薬品等を確保する。
不足する場合は、「福島県災害時医薬品等供給マニュアル」により、県に供給要請を行う。

2 血液製剤の確保

市医療救護本部は、医療機関から血液製剤の供給要請があった場合、日本赤十字社福島県支部に供給要請を行う。

第4 人工透析の供給確保

市医療救護本部は、人工透析医療機関（市立総合病院、大町病院、小野田病院）の稼働状況等の情報を収集し、透析患者、患者団体及び医療機関等へ提供する。

市内的人工透析医療機関の機能が低下している場合は、県を通じて、他地域の稼動状況を把握し、移動手段の確保や受入れ等を調整する。

第5 健康管理

1 避難所救護の設置

市医療救護本部は、避難所の避難者の健康を管理するため、応急医療救護終了後に避難所に救護所を設置する。

2 巡回医療活動

市医療救護本部は、救護班を各避難所に派遣し巡回医療を実施する。
なお、相双保健福祉事務所と連携して、保健師を中心とした保健衛生活動との連携をとる。

第8章 飲料水・食料・生活必需品等の供給

項目	市担当	関係機関
第1節 飲料水の供給	水道班	
第2節 食料の供給	生活環境班、市民班、農政班、商工労務班	
第3節 生活必需品の供給	生活環境班、市民班、農政班、商工労務班	
第4節 物資の受入れ	農政班、商工労務班	

第1節 飲料水の供給

第1 飲料水の供給

1 給水の準備

市は、水の供給が停止したときは、給水活動のため、次の準備を行う。

(1) 情報の収集

給水活動の規模を決定するため、断水地域、人口、重要施設等の所在等、需要の把握を行う。

(2) 給水資器材等の確保

給水活動に使用する給水車、給水タンク等の資器材、給水要員等を確保する。また、被災者が必要な給水袋等も確保する。

(3) 給水拠点の設定

給水拠点は、避難所、断水地域の公園等に設定する。

(4) 応援要請

市は、給水が市のみでは実施困難な場合、県、他の水道事業体、自衛隊に応援を要請する。

2 給水活動

市の給水活動は、次のとおりである。

(1) 優先給水

医療施設、医療救護所、要配慮者利用施設等に優先的に給水を行う。

(2) 家庭内備蓄の活用

発災直後は、家庭内備蓄の飲料水で充当することを原則とする。

(3) ペットボトル

給水体制が整わない場合は、ペットボトル等の保存水を確保し、被災者に供給する。

(4) 給水活動

給水拠点まで、給水車、給水タンク積載車で飲料水を運搬する。給水拠点では、被災者が持参したポリタンク、バケツ等に給水する。給水拠点では、避難所の自主運営組織、行政区、自主防災組織等の協力を得て、給水を行う。

(5) 給水量の基準

給水量は、1人1日あたり3リットルとする。

第2 生活用水の供給

市は、復旧活動の長期化に備え、飲料水以外の生活用水の確保に努める。その場合は、仮設給水栓による給水等の措置をとる。

給水量の目安は、次のとおりである。

経過日数	目標給水量	用 途
災害発生～3日	3リットル/人・日	生命維持に必要最低限の水
4日～7日	20リットル/人・日	調理、洗面等最低生活に必要な水
2週目	50～100リットル/人・日	調理、洗面及び最低の浴用、洗濯に必要な水
3週目	150～250リットル/人・日	被災前と同様の生活に必要な水

第2節 食料の供給

第1 食料供給の準備

市は、災害により流通が機能しない場合は、食料の供給のため、次の準備を行う。

1 食料供給の対象者

食料供給の対象者は、次のとおりとする。

- (1) 避難勧告・指示（緊急）等に基づき避難所に受け入れた人※
- (2) 住家が被害を受け、炊事の不可能な人
- (3) 旅行者、市内通過者等で他に食料を得る手段のない人
- (4) その他、本部長が必要と認めた者

※避難所以外の施設や車中泊、テント泊をしている被災者も対象とする。

避難準備・高齢者等避難開始の発令等により、事前に緊急避難場所に避難した場合は、避難者が自力で確保するものとする。

2 需要の把握

市は、避難所の避難者情報から供給対象者数をとりまとめる。

第2 食料の供給

1 食料の確保

市は、次の方法で食料を確保する。

(1) 家庭内備蓄の活用

発災直後は、避難時に持ち出した家庭内備蓄で充当することを原則とする。

(2) 市の備蓄の活用

市は、災害発生直後の家庭内備蓄を補完するために、家庭内備蓄を持参できなかった被災者に市の備蓄を供給する。市の備蓄は、避難所からの情報に基づき配分し、備蓄倉庫から避難所に搬送する。

(3) 食料の確保

市は、次の方法で食料を確保する。

- ア パン、缶詰、弁当等の供給を協定事業者等に要請する。
- イ 自治体や団体からの救援物資を受け入れ活用する。
- ウ 県に供給を要請する。
- エ 自衛隊の炊き出しを要請する。

(4) 食料供給への配慮

食料の供給にあたっては、避難の長期化に対応して、時間の経過とともにメニューの多様化、適温食の提供、栄養のバランスの確保、要配慮者への配慮、アレルギー等へ配慮する。

2 食料の搬送

市は、パン、弁当等を事業者に要請した場合は、直接、避難所に搬送するよう要請する。救援物資は、物資集積拠点で受入れ、輸送業者の協力を得て避難所に搬送する。
自衛隊の炊き出しによる食料の搬送は、自衛隊又は輸送業者に要請する。
避難所での被災者への配布は、避難所運営組織等に委任する。

3 炊き出し

避難所等の調理設備等を活用した炊き出しは、避難者の自主的な活動として位置付ける。
市は、避難所運営組織等から炊き出しの申し出があった場合、可能な限り炊き出し用の調理器具や、食材の確保に努める。

第3節 生活必需品の供給

第1 生活必需品供給の準備

市は、災害により流通が機能しない場合は、生活必需品の供給のため、次の準備を行う。

1 生活必需品供給の対象者

生活必需品供給の対象者は、住家の被害により生活上必要な被服、寝具その他日用品等を失い、直ちに日常生活を営むことが困難な者とする。

避難準備・高齢者等避難開始の発令等により、事前に緊急避難場所に避難した場合は、避難者が自力で確保するものとする。

2 生活必需品の範囲

生活必需物資等の範囲は、次のとおりとするが、女性や乳幼児、高齢者等要配慮者のニーズを踏まえた生活必需物資等の供給に留意する。

- (1) 被服や寝具及び身の回り品：洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等
- (2) 日用品：石けん、歯磨き、歯ブラシ、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等
- (3) 炊事用具及び食器：炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶碗、皿、箸、食品用ラップフィルム等
- (4) 光熱材料：マッチ、プロパンガス等

3 需要の把握

市は、避難所の避難者情報から供給対象者数をとりまとめる。

第2 生活必需品の供給

1 生活必需品の確保

市は、次の方法で生活必需品を確保する。

(1) 家庭内備蓄の活用

発災直後は、避難時に持ち出した家庭内備蓄で充当することを原則とする。

(2) 市の備蓄の活用

市は、災害発生直後の家庭内備蓄を補完するために、家庭内備蓄を持参できなかった被災者に市の備蓄を供給する。市の備蓄は、避難所からの情報に基づき配分し、避難所に搬送する。

(3) 生活必需品の確保

市は、次の方法で生活必需品を確保する。

ア 生活必需品の供給を協定事業者等に要請する。

イ 自治体や団体からの救援物資を受け入れ活用する。

ウ 県に供給を要請する。

2 生活必需品の搬送

生活必需品は、物資集積拠点で受け入れ、輸送業者の協力を得て避難所に搬送する。

避難所での被災者への配布は、避難所運営組織等に委任する。

第4節 物資の受入れ

第1 救援物資の受入れ

1 情報の発信

市は、災害対策で必要な物資等を受け入れるため、市ホームページ、報道機関等を通じて、救援物資の要請を行う。

2 救援物資の受入れ方法

市は、一度に大量の物資が集まることを抑制するため、次の対応を行う。

(1) 個人等からの小口の物資は受け入れの対象外とする。

(2) 自治体、企業、団体等からのまとまった量の救援物資は、申し出があった時点で登録する。市が必要となった場合、品目、数量等を連絡し、供給を受ける。

(3) 生鮮品等の保存期間が短い食品は、受け入れの対象外とする。

第2 物資受入れ体制の構築

1 物資供給が少ない場合の措置

市は、次の施設から適当な施設をそれぞれ物資集積拠点として確保し、受け入れのために複数の職員を配置する。

物資集積拠点は、備蓄倉庫、わんぱくキッズ広場、かしまわんぱく広場等から選定する。

2 物資供給が多い場合の措置

被災者へ物資を大量に供給する必要がある場合、市は、民間の物流事業者のノウハウを早期に活用できるよう、民間物流事業者の施設の活用、物資の受け入れ、仕分作業、払い出し作業及

び避難所への配達を委託する。

第9章 緊急輸送対策

項目	市担当	関係機関
第1節 緊急輸送路等の確保	土木班、都市計画班、産業建設班	相双建設事務所、磐城国道事務所
第2節 緊急輸送活動	財政班	

第1節 緊急輸送路等の確保

第1 緊急輸送路の確保

1 緊急輸送路の確保

道路管理者、港湾管理者及び漁港管理者（以下、「道路管理者等」という。）は、応急対策を円滑に実施するため、指定された第1次確保路線から開通作業を実施し、交通の確保を図る。

なお、地域によって第1次確保路線から確保することが困難な場合は、第2次確保路線以下の路線から確保する。

また、被害の状況により指定路線の確保が困難な場合は、指定路線以外の道路を緊急輸送路として確保する。

種別	路線名（区間）	
第1次確保路線	県内の広域的な輸送に不可欠な高速自動車道、国道等の主要幹線道路で、最優先に確保すべき路線	国道6号（全線）
第2次確保路線	県災害対策地方本部、市町村災害対策本部等の主要拠点と接続する幹線道路で、優先的に確保すべき道路	主要地方道原町川俣線（全線） 主要地方道原町二本松線（相馬浪江線～原町浪江線） 主要地方道相馬浪江線（原町川俣線～原町二本松線） 原町海老相馬線（原町浪江線～小浜字町線）
第3次確保路線	第1次、第2次確保路線以外の緊急輸送路	県道浪江鹿島線（原町川俣線～原町第一中学校）

2 車両の移動

道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行う。

第2 ヘリコプター臨時離着陸場の確保

市は、災害時の航空輸送を円滑に行うため、自衛隊等と連携して、次の候補地からヘリコプター臨時離着陸場を確保する。

鹿島生涯学習センター、鹿島中学校、小高片草運動場、小高西部運動場、
萱浜ニュースポーツ広場、南相馬市サッカー場、雲雀ヶ原祭場地

第2節 緊急輸送活動

第1 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は、概ね、次のとおりである。

- (1) 被災者の避難（被災者の避難の副次的輸送を含む）
- (2) 医療及び助産における輸送
- (3) 被災者の救出のための輸送
- (4) 飲料水の供給のための輸送
- (5) 救済用物資の運搬のための輸送
- (6) 遺体の捜索のための輸送
- (7) 遺体の処理（埋葬を除く）のための輸送
- (8) その他、特に応急対策上必要と認められる輸送

第2 輸送手段の確保

1 輸送手段等の確保

市は、物資、人員の輸送のため、民間事業者に輸送を要請する。調達が困難な場合は、県に対して要請及び調達・あっせんを依頼する。ヘリコプター、鉄道、船舶による輸送が必要な場合も、県に要請する。

また、公用車、応援部隊の車両、輸送車両に必要な燃料は、燃料販売業者から調達する。

2 県消防防災ヘリコプターの受入れ

市は、消防防災ヘリコプターによる緊急運航を要請した場合、消防防災航空センターとの連絡連携のもと、必要に応じて次の受入体制を整備する。

- (1) ヘリコプター臨時離着陸場の確保及び安全対策の実施
- (2) 傷病者等の搬送先の緊急離着陸場所の確保や病院等への搬送の手配
- (3) 空中消火用資機材の資機材集積場所及び水利の確保
- (4) その他必要な事項

第3 緊急通行車両の確認

1 緊急通行車両の確認

市は、公用車について、緊急通行車両等事前届出証を県又は公安委員会（警察署）に提出し、標章及び証明書の交付を受ける。

また、事前届出をしていない車両や、災害対策を行う他機関、団体の使用する車両について、緊急通行車両等確認申請書を県又は公安委員会（警察署）に提出し、標章及び確認証明書の交付を受ける。

交付を受けた標章は当該車両の前面の見やすい箇所に掲示し、証明書は当該車両に備え付ける。

2 規制除外車両の確認

医療関係機関、建設事業者等は、規制除外車両についても同様の措置をとる。

第10章 警備活動

項目	市担当	関係機関
第1節 災害警備活動		南相馬警察署
第2節 交通規制措置		南相馬警察署
第3節 海上警備活動等		福島海上保安部

第1節 災害警備活動

第1 災害警備体制

警察本部は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、警察本部及び警察署に所要の規模の災害警備本部等を設置するものとする。

第2 災害警備活動

警察本部は、次の活動を実施する。

1 災害情報の収集

多様な手段により災害による被災状況、交通状況等の情報収集活動に当たる。

2 救出救助活動

把握した被害状況に基づき、災害警備隊を迅速に被災地へ出動させるとともに、消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）等の防災関係機関と連携して救出救助活動を行う。

3 避難誘導活動

避難誘導を行うに当たっては、市等と緊密な連携の下、被災地域、災害危険箇所等の現場状況を把握した上で安全な避難経路を選定し、避難誘導を実施する。

4 身元確認等

市等と協力し、検視・死体調査の要員・場所等を確保するとともに、遺体の身元確認に資する資料の収集・確保、医師等との連携に配意し、迅速かつ的確な検視・死体調査、身元確認、遺族等への遺体の引き渡し等に努める。

5 二次災害防止措置

二次災害の危険箇所等を把握するため、住宅地域を中心に調査を実施するとともに、把握した二次災害危険場所等について、市災害対策本部等に伝達し、避難勧告等の発令を促すなど二次災害の防止を図る。

6 社会秩序の維持

被災地及びその周辺におけるパトロール等を強化するとともに、地域の自主防犯組織等と連携するなどして、被災地の社会秩序の維持に努める。

7 被災者等のニーズに応じた情報伝達活動の実施

被災者等のニーズを十分把握し、災害関連情報、避難の措置に関する情報、交通規制等警察措置に関する情報等の適切な伝達に努める。

8 相談活動の実施

市等と連携して、行方不明者相談所、消息確認電話相談窓口等の設置に努めるとともに、避難所への警察官の立ち寄り等による相談活動に努める。

9 ボランティア活動の支援

自主防犯組織等のボランティア関係組織・団体との連携を図り、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災住民等の不安の除去等を目的として行われるボランティア活動が円滑に行われるよう必要な支援を行う。

第2節 交通規制措置

第1 交通状況の把握

警察本部は、災害が発生した場合、又は災害がまさに発生しようとする場合において、道路管理者と連携し、道路の損壊状況、交通状況等の交通情報の収集に努め、交通対策を迅速かつ的確に推進する。

第2 交通規制

警察本部は、被害の状況を把握、必要な交通規制を迅速かつ的確に実施し、被災地域への車両の流入抑制を行うとともに、迂回路の設定、交通情報の収集及び提供、車両の使用自粛の広報等、危険防止及び混雑緩和のための措置を行う。

なお、隣接又は近接する都道府県の地域に係る災害が発生した場合等においても、交通規制を行う場合がある。

第3節 海上警備活動等

福島海上保安部は、海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ、巡視船艇及び航空機等により、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。
- (2) 警戒区域又は重要施設の周辺海域において監視・警戒を行う。

第11章 障害物の除去及び災害廃棄物等の処理

項目	市担当	関係機関
第1節 障害物の除去	土木班、産業建設班	相双建設事務所、磐城国道事務所、福島海上保安部、相馬双葉漁業協同組合
第2節 災害廃棄物の処理	生活環境班、市民福祉班	
第3節 し尿の処理	生活環境班、下水道班、市民福祉班	

第1節 障害物の除去

第1 住宅関係障害物の除去

1 住宅関係障害物の除去

がけ崩れ、浸水等によって宅地内に運ばれた障害物の除去で、次のいずれかに該当する場合は、市がその障害物の除去を行う。

除去は市が保有する機械を使用するほか、隣接市町村又は県の建設事務所に派遣（応援）要請を行う。相当不足する場合は、協定事業者に要請する。

- (1) 住民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合
- (2) 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合
- (3) その他、公共的立場から除去を必要とする場合

2 災害救助法適用による障害物の除去

市は、住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしている場合、災害救助法に基づきその除去を行う。対象者は次のとおりとする。

- (1) 当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの
- (2) 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水したもの
- (3) 自らの資力をもってしては障害物の除去ができないもの

第2 道路における障害物の除去

道路管理者は、道路交通に著しい被害を及ぼしている障害物について、その所有する機械等又は協定事業者に要請して除去し、交通の確保を図る。

第3 河川における障害物の除去

河川法に規定する河川管理者、水防法に規定する水防管理者・水防団長、消防組織法に規定する消防機関の長は、河川区域内の障害物の除去を行う。作業は、道路と同様とする。

第4 漁港の航路等における障害物の除去

市及び相馬双葉漁業協同組合は、真野川漁港区域内の航路等について、沈船・漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、県等に報告するとともに、障害物除去による航路啓開

等に努める。

福島海上保安部は、海難船舶又は漂流物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、その旨を県等に報告し、速やかに航行警報等必要な応急措置を講ずる。

第2節 災害廃棄物の処理

第1 住宅の解体撤去

災害により被災した建物の解体撤去は、原則として所有者が行う。

解体撤去が国庫補助の対象となった場合は、市が民間業者に解体撤去と仮置場への搬送を発注して行う。

第2 処理体制の確立

1 作業計画の策定

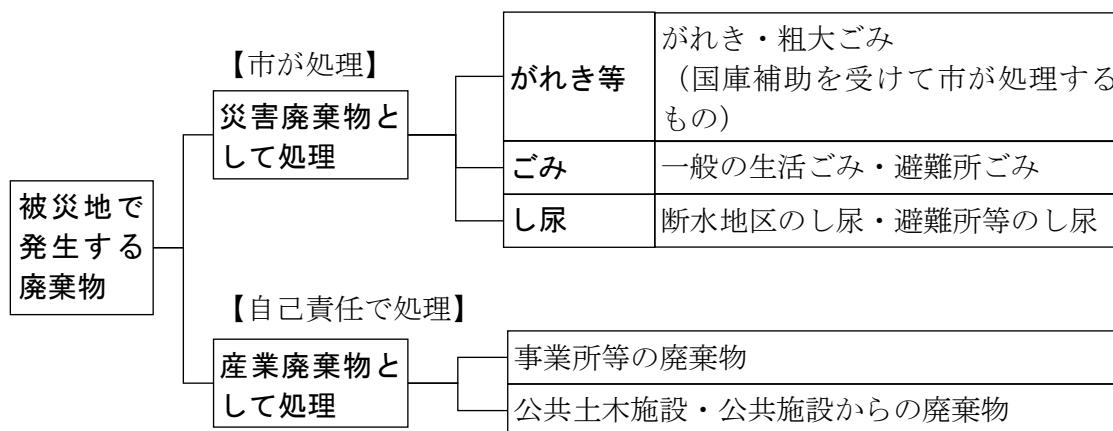
市は、ごみの種類別に排出量を推定し、平常時に策定した廃棄物処理計画を勘案しつつ、作業計画を策定する。

なお、事業者における産業廃棄物の処理は、災害の有無にかかわらず自らの責任で行うものとする。

2 収集体制の確保

市は、被災等における生活環境保全・公衆衛生の緊要性を考え、平常体制に臨時雇用等による人員を加えた作業体制を確立する。

さらに、必要に応じて、近隣市町村等からの人員及び器材の応援を求め、場合によっては、近隣市町村のごみ処理施設等に処理を依頼するなどの方策を講ずる。



第3 処理対策

1 仮置場の設置

大量にがれき等が発生した場合は、公有地等を中心に仮置場を設置する。

また、リサイクルのための分別を行うストックヤード等も確保する。

2 がれきの収集

がれきの仮置場への搬入は、被災者が行うものとする。市は、仮置場で住民が搬入する際に、

第1部 災害応急対策計画

第11章 障害物の除去及び災害廃棄物等の処理

がれきの種類に応じて分別するよう指導する。

なお、被災者による搬入が困難な場合、がれきが道路際や空地に集積されている場合は、市が、廃棄物収集業者等に収集作業を要請して収集する。

3 収集処理

市は、仮置場で分別されたがれきをクリーン原町センターへ搬入し処理する。クリーン原町センターが被害を受けた場合は、近隣施設に要請する。

処理能力を超えるがれきが発生する場合は、仮置場にて、選別、焼却、破碎等の処理が可能な施設を設置し、運用する。

なお、処理にあたっては、可能な限りリサイクルに努め、廃棄物処理法等の規定に従い、適正に処理を行う。

市のみでは、処理が困難な場合は、県に支援を要請する。

4 環境大臣による廃棄物処理の代行

市が環境大臣に廃棄物処理特例地域として指定された場合には、災害廃棄物の処理の代行を国に要請することができる。

5 一般ごみの処理

一般ごみの収集については、平常時と同様に収集する。

6 粉じん等の公害防止策

市及び県は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、必要に応じ、事業者に対し、大気汚染防止法及び「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

県、市又は事業者は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じる。

第3節 し尿の処理

第1 処理体制の確立

1 し尿排出量の推定

市は、断水地域や浸水した地区の被災者数等から、必要な仮設トイレ数等を推計し、平常時に策定した廃棄物処理計画を勘案しつつ、作業計画を作成する。

2 収集体制の確保

市は、民間のし尿処理関連業界及び仮設トイレ等を扱う民間のリース業者等に対して、災害時における人員、資機材等の確保を要請する。

第2 処理対策

1 仮設トイレの設置

市は、備蓄している簡易トイレのほか、民間のリース会社等から必要となる数量の仮設トイレを確保し避難所、断水地域の公園・集合住宅敷地内等に配置する。

なお、設置にあたっては、要配慮者、女性等に適したトイレの確保や配置を行うよう配慮す

る。

2 し尿の収集・処理

市は、し尿収集業者に要請してし尿の収集・処理を行う。収集・処理が困難な場合には、県等に応援を要請する。

第12章 防疫及び保健衛生

項目	市担当	関係機関
第1節 防疫	健康福祉班、市民福祉班	相双保健福祉事務所、相馬郡医師会、南相馬市歯科医師会
第2節 保健活動	生活環境班、健康福祉班	相双保健福祉事務所、相馬郡医師会

第1節 防疫

第1 防疫活動

1 県の活動

県は、災害防疫対策本部を設置し、被災地域、被災状況等を迅速に把握の上、災害に即応した防疫対策を企画し、次の防疫活動を推進する。

- (1) 健康診断
- (2) 患者等に対する措置
 - ア 就業制限 イ 入院の勧告、措置、退院 ウ 入院患者の医療
 - エ 移送 オ その他の手続き
- (3) 消毒その他の措置
 - ア 感染症の病原体に汚染された場所の消毒の命令、指示
 - イ ねずみ族、昆虫等の駆除の命令、指示、実施
 - ウ 物件に係る措置の命令、指示、実施
 - エ 遺体の移動制限等
 - オ 生活の用に供される水の使用制限等
 - カ 建物に係る措置
 - キ 交通の制限又は遮断の措置
 - ク その他の手続き
 - ケ 臨時の予防接種の命令、実施

2 市の活動

市は、災害防疫対策本部を設置し、県の指導のもとに市内の防疫対策の企画、推進に当たる。

(1) 予防教育及び広報活動

パンフレット、リーフレットの配布や保健師等を通じて、感染症予防や消毒等に関する広報活動や指導を行う。また、報道機関を活用して広報活動を強化する。

(2) 消毒の実施

薬剤を調達し、避難所運営組織、行政区等を通じて配布する。
また、事業者に要請して浸水地区等の消毒を行う。

(3) ねずみ族昆虫等の駆除

住民に薬剤の配布や必要な捕獲器等の貸出し等により駆除を支援する。

(4) 生活の用に供される水の供給

衛生的処理について配慮して給水活動を行う。給水活動は、第8章を参照のこと。

(5) 臨時の予防接種

知事の命令により保健福祉事務所、医師会等と連携して予防接種を行う。

(6) 避難所の防疫指導等

県防疫担当職員の指導のもとに、避難所運営組織と協力して衛生状況を把握し、改善を図る。

また、巡回健康相談、口腔ケアの指導等を実施し、健康状態の把握に努める。

(7) 県への被害状況の報告

関係機関の協力を得て被害状況を把握し、被害状況の概要、患者発生の有無、ねずみ族昆虫類駆除の地域指定の要否、災害救助法適用の有無、その他参考となる事項について、保健福祉事務所長を通じて知事に報告する。

第2 食品衛生監視

県は、食品衛生監視班を編成し、保健福祉事務所長の指揮下で次の活動を行う。

- (1) 炊き出し等の食品の監視指揮及び試験検査
- (2) 飲料水の簡易検査
- (3) その他の食品に起因する危害発生の防止

第2節 保健活動

第1 栄養指導

1 栄養指導班の編成及び派遣

県及び市は、栄養指導班を編成し、被災地への管理栄養士等の派遣、保健指導班と連携した避難所、仮設住宅及び被災家庭等の巡回により、被災者の栄養・食生活支援を行う。

また、県及び市では対応できない場合は、必要に応じて県を通じて国に、栄養・食生活支援チームの派遣を要請する。

2 栄養指導活動内容

(1) 食事提供(炊き出し等)の栄養管理指導

炊き出し実施現場を巡回して炊き出し内容等の確認を行い、必要に応じて実施主体や給食業者等への提案、助言、調整等の栄養管理指導を行う。

(2) 巡回栄養相談の実施

避難所、仮設住宅及び被災家庭等を巡回して、被災者の健康状態、食料の共有状況等を把握しながら栄養相談を実施する。

(3) 食生活相談者への相談・指導の実施(要配慮者への食生活支援)

妊婦、乳幼児、虚弱高齢者、歯科的な問題を抱えた者、糖尿病や食物アレルギー等で食事療法が必要な者について栄養相談を実施し、併せて特別用途食品の手配や、調理方法等に関する相談を行う。

(4) 特定給食施設等への指導

被害状況を把握し、給食設備や給食材料の確保、調理方法等、栄養管理用の問題を生じないよう指導し、給食の早期平常化を支援する。

第2 保健指導

県・市の保健師・管理栄養士・栄養士・歯科衛生士等は、災害の状況によっては、避難所、被災家庭、仮設住宅等を巡回し、上記の栄養指導とともに、被災者の健康管理面からの保健指導を行う。

また、県及び市では対応できない場合は、必要に応じて県を通じて国に、栄養・食生活支援チームの派遣を要請する。

実施にあたっては、避難所を巡回する医療救護班と連携をとる。

第3 精神保健活動

1 被災者のメンタルヘルスケア

市医療救護本部は、精神保健上の問題に対応するため、避難所を保健師等が巡回する際に、被災者のメンタルヘルスの把握に努める。

また、市立総合病院・医師会による医療救護班を避難所救護所に派遣し、メンタルヘルスケアを実施する。市では対応できない場合は、必要に応じて県に災害派遣精神医療チーム（D P A T）の派遣を要請する。

2 精神科入院病床及び搬送体制の確保

市医療救護本部は、入院医療及び保護を必要とする被災者がいる場合、県に精神科病床及び搬送体制の確保を要請する。

第4 動物（ペット）救護対策

1 避難所におけるペット対策

市は、避難所において同行避難した被災動物（ペット）に対し避難所敷地内にペットの収容スペースを指定確保し、県にペットフードや飼育用品の供給及びケージ等の確保の支援を要請する。

なお、盲導犬、介助犬等を除いたペットの建物内への持ち込みは、原則として禁止する。

同行避難したペットの飼養管理は、原則としてペットの所有者が行う。

2 被災動物（ペット）の保護

市は、福島県動物愛護センター相双支所と連携して、放置動物の保護、負傷動物の治療等のため、保護施設等を設置し、獣医師会やボランティア等の協力を得て管理に努める。

第13章 応急住宅対策

項目	市担当	関係機関
第1節 応急仮設住宅等の供与	都市計画班	
第2節 住家の被害認定調査	税務班、市民班、社会福祉班	相馬地方広域消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）

第1節 応急仮設住宅等の供与

第1 応急仮設住宅の建設

1 実施機関者

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の設置は、知事が行うが、戸数、場所等の建設に関する計画の立案について、市と共同する。

災害救助法適用が本市のみである場合は、知事は建設を市長に委任することができる。

2 応急仮設住宅の建設

(1) 入居対象者

原則として、災害により被災し、次に掲げるいずれかに該当する者とする。

- ア 住宅が全壊、全焼又は流失した者であること。
- イ 居住する住宅がない者又は避難勧告等により長期にわたり自らの住居に居住できない者であること。
- ウ 自らの資力をもってしては、住宅を確保することのできない者であること。
なお、ウについては、災害の混乱時には十分な審査が困難であり、一定額による厳格な所得制限等はなじまないため、資力要件については制度の趣旨を十分に理解して運用する。

(2) 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定は、県が市長の協力を求めて行う。

ただし、県から事務委託された場合は、市が実施する。

(3) 規模・構造

災害救助法の定めによる。

ただし、可能な限り、障害を排除したユニバーサルデザイン仕様や気象環境に配慮する。

(4) 建設場所

応急仮設住宅の建設予定地は、次に掲げるうちから災害の状況により選定する。学校の敷地を選定する場合には、教育活動に十分配慮する。

また、相当数の世帯が集団的に居住する場合は、交通の便や教育等の問題も考慮する。

- ア 都市計画公園予定地 イ 公営住宅敷地内空地 ウ 公園、緑地及び広場
- エ 県有施設敷地内空地 オ 国・市が選定供与する用地

(5) 集会所の設置

仮設住宅における地域コミュニティと住民自治機能の維持のため、同一敷地内又は近接

する地域内に10戸以上の仮設住宅を設置する場合、集会所や談話室といった施設を設置することができる。

(6) 福祉仮設住宅の設置

高齢者、障がい者等、日常の生活上特別な配慮をする者を数名以上入居させるため、老人介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置することができる。

3 応急仮設住宅の管理運営

県及び市は、応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、次の点に留意する。

- (1) 応急仮設住宅の防犯対策
- (2) 孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア
- (3) 入居者によるコミュニティの形成及び運営（特に、女性の参画等、女性を始めとする生活者の意見を反映に配慮）
- (4) 家庭動物の受入れ

第2 借り上げ住宅等の提供

1 借り上げ住宅の提供

県は、民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における比較的規模の小さい災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅を借り上げて供与する。

2 公営住宅のあっせん

県及び市は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅等を把握し、あっせんする。

第3 被災住宅の応急修理

1 実施機関者

災害救助法を適用した場合の被害住家の応急修理は、知事が行うが、対象とする住家の選定は、市と共同して行う。

災害救助法適用が本市のみである場合は、知事は修理を市長に委任することができる。

2 修理の実施

(1) 応急修理対象者

次の要件をすべて満たす者とする。

- ア 半壊又は大規模半壊の被害を受けたこと
- イ 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること
- ウ 応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む。）を利用しないこと
- エ 半壊の住家被害を受けた者は、世帯収入等が基準に該当していること

(2) 修理の範囲

応急修理の対象範囲は、次の4項目のうちから、日常生活に必要欠くことのできない部分であって、より緊急を要する箇所について実施する。市が実施する場合、原則として建

設事業者との請負契約により実施する。

- ア 屋根、柱、床、外壁、基礎等の応急修理
- イ ドア、窓等の開口部の応急修理
- ウ 上下水道、電気、ガス等の配管、配線の応急修理
- エ 衛生設備の応急修理

第2節 住家の被害認調査

第1 住家の被害認定調査

市は、住家の被害状況の把握及び罹災証明書を発行するために、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）を参考とし、住家等の被害認定調査を行い、罹災台帳を作成する。

火災により焼失した住家については、消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）が焼損状況の調査を行う。

- (1) 判定の区分
 - 全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊、被害なし
- (2) 調査方法
 - ア 一次調査：外観目視による全壊か否かを判断する。
 - イ 二次調査：全壊以外を対象に、外観又は立入調査を実施する。
 - ウ 再調査：被災者等からの申し出により再調査する。

第2 罷災証明書等の交付

1 罷災証明書の交付

市は、市役所、区役所において、被災者の申請に基づき罹災証明書を交付する。

2 被災証明書の交付

市は、住家以外の被害について、被災者の届出に基づいて届出があったことを証明する被災証明書を交付する。

第14章 遺体対策

項目	市担当	関係機関
第1節 遺体の搜索	市民班、市民福祉班	相馬地方広域消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）、南相馬警察署、南相馬市消防団、福島海上保安部
第2節 遺体の収容及び遺体対策	生活環境班	相馬地方広域消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）、南相馬警察署、南相馬市消防団、相馬郡医師会、南相馬市歯科医師会
第3節 遺体の火・埋葬	生活環境班	

第1節 遺体の搜索

第1 遺体の搜索

市は、県、警察、消防、自衛隊の協力を得て、遺体及び行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推測される者の搜索を実施する。

市は、行方不明者の届け出等の受付窓口を市役所及び区役所に設置し、住民からの情報を収集するとともに、警察、消防の把握した情報の一元化に努める。

第2 遭難者の搜索

福島海上保安部は、海上における遭難船舶の乗組員及びその他の行方不明者の申告があった場合は、所要事項を聴取のうえ、必要と認めるときは巡視船艇及び航空機等により搜索する。

第2節 遺体の収容及び遺体対策

第1 遺体の搬送

遺体の発見現場から検視場所又は遺体収容所までは、発見した機関が搬送する。

検視場所から遺体収容所までは、市が搬送する。

第2 遺体収容所の設置

市は、公共施設等に遺体収容所を開設し、遺体を収容する。収容所に遺体収容のための建物がない場合は、天幕及び幕張り等を設備する。

また、遺体を安置するため、ビニールシート、棺、ドライアイス等の納棺用品等を葬祭業者から確保する。納棺作業についても葬祭業者の協力を得る。

第3 遺体の扱い

1 遺体の検視

警察は、市と協議の上、検視場所を開設する。市は、遺体収容場所付近で水道・電気等の設備を有する施設を検視場所として確保する。

遺体の検視は、警察官又は海上保安官が、各種法令に基づいて行う。

2 遺体の検案等

市は、遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処理、検案・身元確認を、医療救護班に要請する。

3 遺体の引き渡し

検視、検案が終了した遺体は、身元を確認し遺族等に引き渡す。

市は、遺体収容所等で警察と連携し、遺留品等を保管し遺族等への相談や身元確認の立会い等に対応する。

第3節 遺体の火・埋葬

第1 遺体の火葬

遺族に引き渡した遺体は、通常と同じ手続きで火葬を実施する。

身元が判明しない遺体は、市が火葬を実施し、遺骨及び遺留品を保管し、身元が判明したい縁故者に引き渡す。

第2 火葬場の調整

市は、火葬許可に当たっては、原町斎場をはじめ、近隣の火葬場の能力、遺体の搬送距離等を勘案し、適正に処理できるよう火葬場を指示する。

第15章 生活関連施設の応急対策

項目	市担当	関係機関
第1節 上水道施設の応急対策	水道班	
第2節 下水道施設の応急対策	下水道班	
第3節 電力供給施設の応急対策		東北電力（株）
第4節 ガス供給施設の応急対策		相馬ガス（株）
第5節 通信施設の応急対策		東日本電信電話（株）

第1節 上水道施設の応急対策

市は、災害発生時における応急給水用飲料水の確保を行うとともに、次により水道施設の復旧対策を実施する。

第1 被害状況調査及び復旧計画の策定

発災後直ちに施設の被害状況調査を実施し、給水状況の全容を把握するとともに、応急復旧に必要な人員体制及び資機材（調達方法）、施設復旧の手順、方法及び完了目標等を定めた応急復旧計画を策定し、計画的に応急復旧対策を実施する。

1 被害状況調査

災害が発生した場合、被災した地域を中心に水道管等の被害状況調査を実施する。

2 復旧のための人員・資機材の確保

応急復旧のために必要な資機材・人員等については、市内の管工事協同組合等の協力を得て確保する。

3 応急復旧の順位

断水地域における応急復旧の順位は、次の順位により行うものとする。

- (1) 医療機関、要配慮者利用施設
- (2) 避難所
- (3) 防災拠点となっている公共施設

第2 応急復旧のための支援要請

市は、他の水道事業者、県等に支援を要請する。

第3 情報伝達・広報活動

市は、県及び関係機関に対し、施設の被災状況、施設復旧の完了目標等について、隨時、情報を伝達する。

また、住民に対しては、復旧の順序や地区毎の復旧完了予定期限等についての情報の提供・広

報を行う。

第2節 下水道施設の応急対策

市は、災害が発生した場合、公共下水道等の構造を勘査して、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、損傷その他の異常がある施設及び二次災害のおそれがあるものについて、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道の機能を維持するために必要な応急措置や応急復旧を行う。

第1 被害状況調査及び復旧計画の策定

発災後直ちに施設の被害状況調査を実施し、下水道被害の全容を把握するとともに、応急復旧に必要な人員体制及び資機材（調達方法）、施設復旧の手順、方法及び完了目標等を定めた応急復旧計画を策定し、計画的に応急復旧対策を実施する。

1 被害状況調査

被災地域を中心に下水道の被害調査を行う。

2 復旧のための人員、資機材の確保

応急復旧のために必要な資機材・人員等については、市内の土木建設業者等の協力を得て確保する。

3 応急計画の策定

管路施設、ポンプ場及び処理場施設によって態様が異なるが、次の事項等を配慮した復旧計画の策定に努めるものとする。

- | | |
|------------------|------------------|
| (1) 応急復旧の緊急度及び工法 | (2) 復旧資材及び作業員の確保 |
| (3) 設計及び監督技術者の確保 | (4) 復旧財源の措置 |

第2 応急復旧のための支援要請

市は、他の水道事業者、県等に支援を要請する。

第3 広報活動

市は、下水道施設が被災した地域に対して、下水道の使用停止を広報する。

また、施設の被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、利用者の生活排水に関する不安の解消に努める

第3節 電力供給施設の応急対策

第1 緊急対応

- 東北電力（株）は、災害発生後速やかに電力供給施設の被害調査を行い、二次災害防止等の対策を行う。
- 市は、病院等の緊急に電力供給を必要とする施設に対する応急復旧を依頼する

第2 応急復旧

東北電力(株)は、あらかじめ定めた各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易を考慮して、供給上復旧効果の最も大きなものから復旧を行うものとする。

なお、復旧順位については人命に関わる箇所、災害応急・復旧対策の中核となる官公署庁舎等を優先することとし、必要に応じて県災害対策本部と協議調整を行うものとする。

第3 広報

災害が予想される場合又は災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況、停電地域及び復旧見通しについての広報を行うものとする。

また、住民の感電事故を防止するため、次の事項を中心に広報活動を行うものとする。広報の方法は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する

- (1) 無断昇柱、無断工事をしないこと。
- (2) 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等の設備の異常を発見した場合は、速やかに会社事業所に通報すること。
- (3) 断線、垂下している電線には絶対に触れないこと。
- (4) 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。
- (5) 屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ること。
- (6) その他事故防止のため留意すべき事項。

第4節 ガス供給施設の応急対策

第1 緊急対応

相馬ガス（株）は、災害時においても原則として供給を継続するが、被害状況から供給の継続が困難と判断された場合には、供給停止等の措置を講ずる。

また、災害発生後速やかにガス供給施設の被害調査を行い、ガスの供給停止等二次災害防止の対策を行う。

第2 応急復旧

相馬ガス（株）は、復旧作業計画を策定し、応急復旧を行い、安全を確認した上で早期のガス供給の開始に努める。

第3 広報

災害が発生した場合には、ガス漏れによる火災発生防止、再使用の際の安全対策等二次災害防止に重点をおいて広報する。

第5節 通信施設の応急対策

第1 応急措置

東日本電信電話（株）は、災害により、通信設備に被害が生じた場合又は異常輻輳等の事態により、通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

- | | |
|-------------------|---------------------|
| (1) 通信の利用制限 | (2) 非常通話、緊急通話の優先・確保 |
| (3) 無線設備の使用 | (4) 非常用公衆電話の設置 |
| (5) 臨時電報、電話受付所の開設 | (6) 回線の応急復旧 |

第2 応急復旧

災害等により被災した通信回線の復旧については、あらかじめ定められた順位にしたがって実施する。

第16章 文教対策

項目	市担当	関係機関
第1節 小中学校の応急対策	教育総務班、学校教育班	
第2節 幼稚園・保育園の応急対策	学校教育班	
第3節 文化財の応急対策	文化財班	

第1節 小中学校の応急対策

第1 児童生徒等保護対策

校長は、対策本部を設置し、情報等の把握に努め的確な指揮に当たる。児童生徒等については、教職員の指導の下に、気象情報等により事前に全員を帰宅させることを原則とする。

ただし、児童生徒等のうち障がい児については、学校等において保護者等に引き渡す。

また、留守家庭等の児童生徒等のうち帰宅できない者については、状況を判断し学校などが保護する。

その他、初期消火、救護、搬出活動の防災活動を行う。

第2 応急教育対策

1 応急教育の実施

県教育委員会及び市教育委員会等は、災害時において、学校教育の実施に万全を期するため、教職員、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

2 心身の健康に関する実態把握及び対応

市教育委員会は、次の対応を行う。

- (1) 各校の児童・生徒・教職員の心身の健康状態について調査し実態を把握する。
- (2) 調査の結果、必要のある時は、関係行政機関や専門機関及び専門家を統括している機関との連絡体制の確立等の措置を講ずる。
- (3) 必要のある時に、児童・生徒・教職員の心の健康に関する相談窓口を開設する。
- (4) 災害後も必要に応じて継続的に、児童・生徒・教職員の心身の健康に関する実態把握をする。

3 教育施設の確保

市教育委員会は、教育施設の被災により授業が長期間にわたって中断することを避けるため、次により施設の効率的な利用を図る。

なお、避難所に学校を提供したため、長期間学校が使用不可能な場合についての対応についても検討しておく。

- (1) 被害箇所及び危険箇所の応急修理
- (2) 授業の早期再開のための公立学校の相互利用
- (3) 仮設校舎の設置
- (4) 授業の早期再開のための公共施設の利用

4 教員の確保

県教育委員会及び市教育委員会は、災害により通常の教育を実施することが不可能となつた場合の応急対策として、県による教員の配置指示や退職教員の活用により教員を確保する。

5 学用品の給与

市教育委員会は、災害救助法に基づき学用品を喪失又は毀損した児童・生徒に給与するために、種類、数量を調査し県に報告する。市で確保が困難な場合は、県に要請する。

6 避難所として使用される場合の措置

避難所が設置された場合、学校機能部分と避難所部分を明示するとともに、避難所運営についての学校側の担当職員を定め、市担当、地域住民等と協議を行いながら、避難所の運営にあたる。

7 児童及び生徒のメンタルヘルス対策

学校機能が再開した場合において、大規模災害によって不安定になりがちな児童及び生徒に対し、カウンセラーを学校に派遣し、心のケアを行う。

第2節 幼稚園・保育園の応急対策

園長は、気象情報等の把握に努め、事前に全員を帰宅させることを原則とする。

留守家庭等の園児のうち帰宅できない者については、状況を判断し園内に保護し、保護者等に引き渡す。

その他、初期消火、救護、搬出活動の防災活動を行う。

第3節 文化財の応急対策

文化財が被災した場合には、市教育委員会は、県教育委員会に報告し指示を受ける。

- 1 被害の大小に関わらず、文化財の周囲に防御柵を設けるなどして、現状保存を図る。
- 2 被害が大きい場合は、損壊の拡大防止措置とともに安全措置を優先的に講ずる。
- 3 建造物等が被災した場合は、崩壊損壊・崩落する危険性が高いが、被害の程度によっては復旧が可能であることから、部材の保全に留意する。
- 4 美術工芸品が被災破損した場合は、状況を確認の上、現状保全に努めるとともに専門家の指導を仰ぎ処置する。美術工芸品の保管場所が損壊した場合には、所有者・管理者と速やかに連絡を取り合い、管理体制及び保管環境の整った公共施設に一時的に保管させる。

第17章 要配慮者対策

項目	市担当	関係機関
第1節 要配慮者対策	社会福祉班、健康福祉班、高松ホーム班	南相馬市社会福祉協議会
第2節 児童対策	社会福祉班、健康福祉班、学校教育班	
第3節 外国人対策	連絡調整班、市民班	

第1節 要配慮者対策

第1 在宅の要配慮者対策

1 安否確認

避難時には、避難行動要支援者名簿等を活用し、地域で避難誘導を行う。

市は、避難直後に緊急避難場所において、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、行政区、自主防災組織等による安否確認を要請する。安否が確認できない場合は、市職員等が確認作業を行う。

2 避難所での支援

(1) 要配慮者の把握調査

市は、要配慮者への福祉サービスを再開できるよう、発災後2～3日目から、全ての避難所を対象として、要配慮者の把握調査を実施する。調査にあたっては、包括支援センターの職員を中心に社会福祉協議会等の協力を得て実施する。

(2) 生活支援

市は、避難所の要配慮者のために、介護職員の派遣、専用スペースの指定、車椅子・障がい者用携帯便器等の資器材や手話通訳等の確保、食料への配慮等を行う。

また、居宅における生活が可能な場合にあっては、必要な在宅支援を実施する。

市で実施が困難な場合は、県に災害派遣福祉チーム員による要配慮者のスクリーニングや福祉ニーズの把握、応急的な介護支援を要請する。

3 福祉避難所への緊急入所

市は、協定等に基づき、社会福祉施設を福祉避難所に指定し、常時、介護等が必要な要配慮者の緊急入所を施設管理者に要請する。

4 福祉避難スペースの確保

市は、生涯学習センター等の公共施設に福祉避難スペースを確保し、一般の避難スペースでの生活が困難な要配慮者を受け入れる。

第2 社会福祉施設対策

1 避難活動

社会福祉施設の管理者は、気象情報や市の避難勧告・指示（緊急）等に基づき、入所者の安全を確保する。

2 支援要請

社会福祉施設の管理者は、施設が被災した場合、水、食料品等の日常生活用品及びマンパワーの不足数について把握し、近隣施設、市、県等に支援を要請する。

市は、次の点に重点を置いて社会福祉施設の支援を行う。

- (1) ライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者に要請する。
- (2) 復旧までの間、水、食料品等の必須の日常生活用品の確保のための措置を講ずる。
- (3) ボランティアへの情報提供などを含め、マンパワーの確保に努める。

第2節 児童対策

第1 要保護児童の把握・援護

1 要保護児童の把握

市は、次の方法等により、被災による孤児、遺児等の要保護児童の把握を行う。

- (1) 市は、避難所の責任者等を通じ、児童福祉施設からの避難児童、保護者の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握する。
- (2) 市は、被災者台帳等による犠牲者の確認、災害による死者に係る義援金の受給者名簿及び住民からの通報等を活用し、孤児、遺児の実態把握を行う。

2 要保護児童の援護

市は、避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族に提供し、受け入れの可能性を探るとともに、児童養護施設への受入れや里親への委託等の保護を行う。

また、孤児、遺児については、県の母子・父子福祉資金の貸し付け、年金事務所における遺族年金の早期支給手続きを行うなど、社会生活を営むまでの支援を行う。

第2 児童の保護等のための情報伝達

市は、被災者に対し、掲示板、広報紙、報道機関の協力等により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかける。

また、子育て家庭に対して、育児関連用品の供給状況、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等について情報提供を行う。

第3節 外国人対策

市は、国際交流協会を通じて、外国人コミュニティから安否情報や要望等を聴取する。

また、国際交流協会を通じて通訳ボランティアを確保し、広報内容の翻訳、相談窓口での通訳等の対応を行う。

第18章 ボランティアとの連携

項目	市担当	関係機関
第1節 ボランティアの受入れ	社会福祉班	南相馬市社会福祉協議会
第2節 ボランティア活動	社会福祉班	南相馬市社会福祉協議会

第1節 ボランティアの受入れ

第1 ボランティアセンターの設置

市社会福祉協議会は、社会福祉協議会（原町区福祉サービスセンター）にボランティアセンターを設置し、県のボランティアセンター等と連携を図り、災害ボランティアを受け入れる。

また、必要に応じて、鹿島区福祉サービスセンター、小高区福祉サービスセンターに地区の活動拠点を設置する。

第2 ボランティアの受入れ・運営

市社会福祉協議会は、ボランティアの受入れ、ボランティアニーズの把握、活動のコーディネート、情報提供等の運営を行う。

また、被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置し、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。

なお、ボランティア活動についてはその自主性を尊重し、活動方針や運営についてはボランティアセンター自らの決定に委ねる。

第2節 ボランティア活動

ボランティア活動は、次の内容が想定される。

- (1) 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- (2) 炊き出し、その他の災害救助活動
- (3) 医療、看護
- (4) 高齢者介護、看護補助、手話通訳、外国語通訳
- (5) 清掃及び防疫
- (6) 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- (7) 災害応急対策事務の補助
- (8) 建築物及び土砂災害危険箇所の応急危険度判定
- (9) 無線による情報収集及び伝達
- (10) 被災ペットの救護活動

第19章 危険物施設等の応急対策

項目	市担当	関係機関
第1節 危険物施設応急対策		相馬地方広域消防本部(南相馬消防署、小高分署、鹿島分署)、取扱事業者
第2節 火薬類施設応急対策		相馬地方広域消防本部(南相馬消防署、小高分署、鹿島分署)、取扱事業者
第3節 高圧ガス施設応急対策		相馬地方広域消防本部(南相馬消防署、小高分署、鹿島分署)、取扱事業者
第4節 毒物劇物施設応急対策		相馬地方広域消防本部(南相馬消防署、小高分署、鹿島分署)、取扱事業者

第1節 危険物施設応急対策

災害により危険物の漏洩又は火災が発生し、若しくは発生するおそれがある場合の対応は、第21章 第1節 危険物等災害対策を準用する。

第2節 火薬類施設応急対策

第1 出動体制

製造業者、販売業者及び消費者（以下この項目において「関係事業者」という。）は、水害等発生による土砂崩れや火災等により、製造所、火薬庫、火薬類取扱所、火工所及び庫外貯蔵所（以下「施設等」という。）が危険な状態となった場合又は爆発等の災害が発生した場合は、二次災害防止のための製造設備の停止、存置火薬類の安全措置等緊急措置が迅速かつ的確に実施できるよう、出動体制を整えるものとする。

第2 人員の確保

緊急措置等の対策を実施する要員の確保については、あらかじめ社員等の動員基準を定めて対応するものとする。

第3 被害状況の把握（情報収集）

水害等の発生を覚知した場合には、速やかに次に掲げる情報を迅速かつ的確に把握し、被害状況により緊急の措置の必要の有無を検討する。

- 1 施設等の被害状況
- 2 施設等の周辺の火災状況
- 3 一般被害状況に関する情報（交通状況等）

第4 災害時における緊急措置

- 関係事業者は、消防署、警察等との連絡を密にして、速やかに次の措置を講じる。
- 1 製造、保管、貯蔵中の火薬類を安全な場所に移す余裕のある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張り人を配置し関係者以外の者が近づくことを禁止する。

第1部 災害応急対策計画

第19章 危険物施設等の応急対策

- 2 通路が危険な状態である等火薬類を移す余裕がない場合は、貯水槽に沈める等安全な措置を講じる。
- 3 火薬庫内の火薬類を移す余裕がない場合は、入口窓等を目塗で完全に密閉し、木部にあつては、適切な防火措置を講じる。
- 4 火薬類の爆発等のおそれがある場合は、付近の住民に避難するように警告し避難誘導を行う。
- 5 吸湿、変質等により原性質若しくは原形を失った火薬類等は、火薬類取締法に基づき廃棄を行う。
- 6 水害等により、火薬類が流出した場合には、直ちに県、消防署、警察に連絡するとともに付近住民に対して火薬類が埋没しているおそれのある地域には近づかないように広報活動を行う。
- 7 復旧が可能になったら、直ちに流出した火薬類の回収を行う。流出量が多く関係事業者のみで回収が困難な場合は、消防署、警察等に応援を要請する。

第3節 高圧ガス施設応急対策

第1 出動体制

高压ガス製造者（貯蔵所は含む）は、ガス漏洩又は火災等が発生し、又は発生するおそれがある場合には、あらかじめ定められた社員・職員が出動するとともに被害状況に応じ、二次災害防止のための製造中止等の緊急措置が迅速かつ的確に実施できるよう、災害対策本部を設置する。

第2 人員の確保

- 1 対策要員の確保については、あらかじめ社員の動員基準を定めて対応するものとする。
なお、基準策定にあっては、出動が迅速かつ円滑に行われるよう、あらかじめ各要員に対し、出動する方法・場所を考慮して定める。
- 2 社員以外の緊急措置要員を必要とする事態が予測され、又は発生した場合は、「福島県医療ガス・工業ガス等災害時供給体制要綱」に基づき要員の応援を要請する。

第3 被害状況の把握（情報収集）

災害が発生した場合には、速やかに次に掲げる情報を迅速かつ的確に把握し、被害状況により緊急措置等の必要の有無を検討する。

- 1 製造設備、消費設備等の被害情報
- 2 一般被害状況に関する情報
 - (1) 人身災害発生情報及びガス施設等を除く電気、水道、交通、通信、放送施設、道路、橋りょう、鉄道等の公共施設をはじめとする当該区域全般の被害状況
 - (2) 対外対応状況（地方自治体の災害対策本部、官公署、報道機関への対応状況）
 - (3) その他災害に関する情報（交通状況等）
- 3 気象に関する情報
 - (1) 福島地方気象台からの気象情報
 - (2) 事業所等、周辺の状況の把握

第4 災害時における緊急措置

災害が発生した場合において、緊急措置が迅速かつ的確に実施できるよう具体的な措置を次の

とおり定める。

- 1 製造施設等が危険な状態になったときは、ただちに応急の措置を行うとともに製造等の作業を中止する。
- 2 製造等設備内のガスを安全な場所に移し、又は大気中等に安全に放出する。
- 3 災害の状況に応じ、付近の住民に避難するよう警告し、避難誘導を行う。

第4節 毒物劇物施設応急対策

第1 出動体制

毒物劇物取扱事業者は、製造、販売、貯蔵等の取扱施設が災害による火災等により危険な状態となった場合は、毒物・劇物が取扱施設等から飛散し、漏れ、しみ出し若しくは流れ出し、又は地下にしみ込むことによる二次災害を防止するため、直ちに毒物・劇物の製造等の作業を中止し、緊急の措置が迅速かつ的確に実施できるように出動体制を整える。

第2 人員の確保

毒物劇物取扱事業者の危害防止規定等で定める組織体制に基づき、緊急措置の対策を実施する要員を確保する。

第3 被害状況の把握（情報収集）

毒物劇物取扱事業者は、災害発生を覚知した場合は、速やかに次に掲げる情報を把握し、被害状況により緊急措置等の必要性を検討する。

- 1 製造、販売、貯蔵等の取扱施設の被害情報及び事業所内での人身災害発生情報
- 2 一般被害状況に関する情報
 - (1) 事業所周辺区域における人身災害発生情報
 - (2) 対外対応状況（地方自治体の災害対策本部、官公署、報道機関への対応状況）
 - (3) その他災害に関する情報（電気、水道、交通、通信等）

第4 災害時における緊急措置

毒物劇物取扱事業者の毒物劇物取扱責任者等は、消防署、警察署、保健福祉事務所等との関係機関と連携を密にして、速やかに次の措置を講じる。

1 毒物・劇物の漏れ発生の場合

- (1) 漏洩箇所を調査し、付近のバルブを閉止する等の措置を講じ、漏洩拡大防止措置を講じる。
- (2) 設備内の毒物・劇物を安全な場所に移すか又は除害装置に引き込み、この作業に必要な作業員のほかは退避させる。
- (3) 漏洩した毒物・劇物は土砂等への吸着、希釀、中和等により、速やかに処理する。
- (4) 毒物劇物漏洩箇所が不明、あるいは漏洩停止が困難であると判断される場合は、バルブ操作等により漏洩を最小限にするとともに、施設外への飛散、流出等を防止する措置を講じる。
- (5) 毒物劇物の施設敷地外への飛散、流出等又は毒性ガスの発生の場合は、周辺住民に広報

し、周辺の道路交通を遮断する等の措置を講じる。

また、状況により周辺住民の避難誘導を行う。

2 火災発生の場合

- (1) 直ちに消火設備等を移動させ、初期消火を行う。
- (2) 直ちに自衛消防隊を編成し、活動に入る。
- (3) 設備内の毒物・劇物を安全な場所に移すとともに、この作業に必要な作業員のほかは退避させる。
なお、毒物劇物の移動が困難な場合は、作業員全員を退避させる。
- (4) 毒物劇物貯蔵設備への延焼を防止するため、周囲に散水する等冷却する措置を講じる。
なお、毒物・劇物への直接の散水については、金属ナトリウムや濃硫酸のように激しく発熱し爆発のおそれがあるもの、また、シアン化ナトリウムのように酸又は湿気により毒性ガスを発生させるおそれがあるもの等、危険な状態を引き起こす場合があるものについては、毒物・劇物の性質を考慮した適切な方法により消火活動を行う。
- (5) 構内の毒物劇物運搬車両への延焼防止に努め、可能であれば構外へ退避させる。
- (6) 毒物劇物貯蔵設備が危険な状態になった場合は、速やかに退避するとともに、周辺住民に危険状態であることを周知し、状況により周辺住民の避難誘導を行う。

3 その他必要な措置

毒物劇物取扱事業者の毒物劇物取扱責任者等は、災害状況について関係機関に報告するとともに、被災を免れた貯蔵設備等の応急点検を講じる。

第20章 災害救助法の適用

項目	市担当	関係機関
第1節 災害救助法の適用	総括班	
第2節 救助の種類等		

第1節 災害救助法の適用

第1 災害救助法による救助

1 災害救助法の目的

災害救助法は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図るために定められたものである。

2 実施体制

災害救助法による救助は、県知事が行い（法定受託事務）、市長がこれを補助する。

なお、必要な場合は、救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととすることができる。

第2 災害救助法の適用

1 適用基準

災害救助法施行令第1条に定める適用基準は、次のとおりである。ここでいう「人口」とは、最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口をいう。

指標となる被害項目	適用の基準	該当条項
市内の住家が滅失した世帯の数	80以上	第1条第1項第1号
県内の住家が滅失した世帯の数	1,500以上	第1条第1項第2号
そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	40以上	
県内の住家が滅失した世帯の数	7,000以上	第1条第1項第3号前段
そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	多数※1	
災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする場合で、多数の世帯の住家が滅失したこと。※2	知事が内閣総理大臣と協議	第1条第1項第3号後段
多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けたおそれが生じた場合※3	知事が内閣総理大臣と協議	第1条第1項第4号

※1 「多数」については、市の救護活動に任せられない程度の被害であるか否かによって判断される。

※2 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること

※3 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

2 住家滅失世帯の算定等

災害救助法適用基準における「住家滅失世帯数」の算定に当たっては、住家の滅失（全焼・全壊・全流失）した世帯を標準としており、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯については2世帯をもって1世帯とし、床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住不可能となった世帯については3世帯をもって1世帯とみなす。

3 災害救助法の適用手続き

災害救助法による救助は、市町村の区域単位で実施されるものであり、市における被害が第2の1に掲げた適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときには、市長は、直ちにその旨を知事に情報提供しなければならない。

4 救助の実施状況の記録及び情報提供

市は、災害救助法に基づく救助の実施状況を救助実施記録日計票として日ごとに整理記録するとともに、その状況を日報に取りまとめて、県に報告する。

5 特別基準の申請

市は、災害救助法による救助について、「一般基準」では救助に万全を期することが困難な場合、県に要請し、内閣総理大臣の承認を得て、「特別基準」が設定される。

第2節 救助の種類等

救助の種類は、次のとおりである。

なお、災害救助法第29条の規定により、市町村長が救助費用を繰替支弁したときの交付金の交付については、「災害救助費繰替支弁金交付要綱」に基づき行うものとする。

- (1) 避難所の設置
- (2) 応急仮設住宅の供与
- (3) 炊き出しその他による食品の給与
- (4) 飲料水の供給
- (5) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (6) 医療
- (7) 助産
- (8) 被災者の救出
- (9) 被災した住宅の応急修理
- (10) 生業に必要な資金の給与又は貸与
- (11) 学用品の給与
- (12) 埋葬
- (13) 死体の捜索
- (14) 死体の処理
- (15) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- (16) 応急救助のための輸送
- (17) 応急救助のための賃金職員等

第21章 事故災害対策

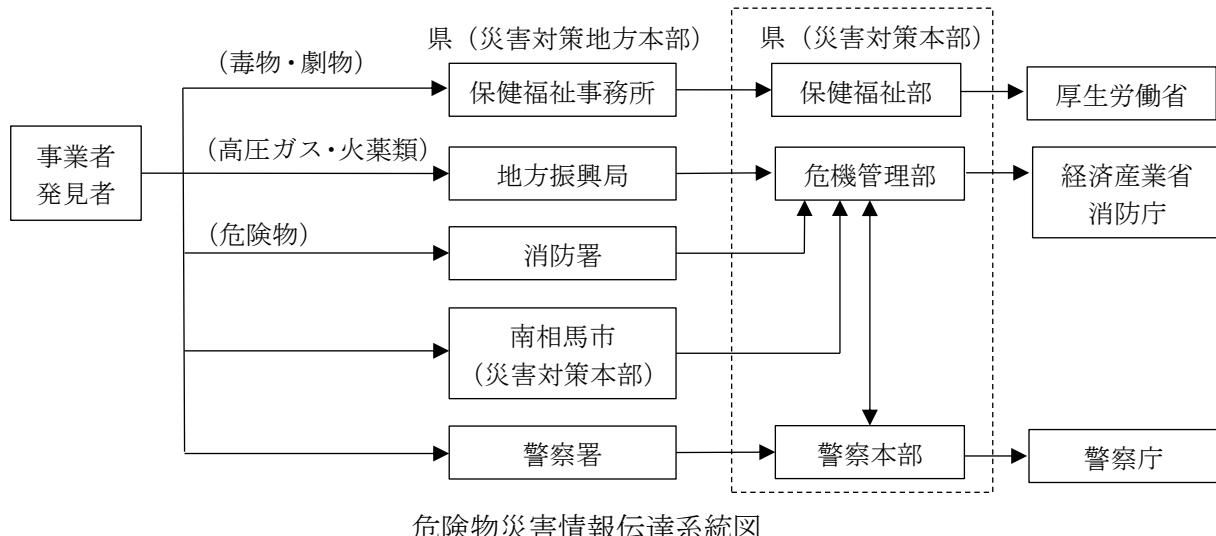
項目	市担当	関係機関
第1節 危険物等災害対策	総括班	相馬地方広域消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）、南相馬市消防団、取扱事業所
第2節 大規模な火事災害対策	総括班	相馬地方広域消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）、南相馬市消防団
第3節 林野火災対策	総括班、農政班	相馬地方広域消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）、南相馬市消防団
第4節 雪害対策	総括班、土木班、産業建設班	相双建設事務所、磐城国道事務所
第5節 海上災害対策	総括班	福島海上保安部
第6節 鉄道災害対策	総括班、連絡調整班	東日本旅客鉄道（株）
第7節 道路災害対策	総括班、土木班、産業建設班	相双建設事務所、磐城国道事務所

第1節 危険物等災害対策

第1 災害情報の収集伝達

1 事業者のとるべき措置

事業者は、危険物等災害が発生した場合、速やかに、「危険物等災害情報伝達系統」に基づき、被害状況、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について関係機関に伝達するとともに、緊密な連携の確保に努める。



2 市のとるべき措置

市は、危険物等災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、各機関に情報を伝達す

る。県への危険物等災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 火災・災害等即報要領に基づく通報」及び「同集 火薬類・高圧ガス事故通報」による。

第2 活動体制の確立

1 事業者の活動体制

事業者は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立等必要な体制をとり、自衛消防組織等による初期消火、延焼防止活動、流出防止活動等災害の拡大防止のために必要な措置を講ずる。

2 市の活動体制

市は、状況に応じて第1章第1節に基づいて、配備検討会議により必要な配備体制をとる。対応については、第1章各節を準用する。

3 相互応援協力

事業者は、事業者団体相互の応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。市及び消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）のとるべき措置は、第3章各節を準用する。

第3 災害の拡大防止

1 事業者のとるべき措置

事業者は、危険物等災害時において消防機関、警察機関等の関係機関と連携を密にし、関係法及び第19章第1節の定めにより、的確な応急点検及び応急措置等を講ずる。

2 県、市、消防機関等のとるべき措置

県（危機管理総室、健康衛生総室）、市、消防機関等は、関係法及び第19章第1節の定めにより、危険物等災害時の危険物等の流出・拡散防止及び除去、環境モニタリングをはじめ、住民避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講ずる。

第4 捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

1 捜索、救助・救急及び医療（助産）救護活動

市は、第5章各節及び第7章各節の定めにより、消防機関、警察本部、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施する。

消防機関は、保有する資機材を活用し、市、警察本部、医療機関等の関係機関と連携し、救助・救急活動を行う。

警察本部は、第10章第1節に基づき、消防機関等の防災関係機関と連携して、救出救助活動を行う。

2 消火活動

消防機関、自衛消防組織等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。活動については、第5章第1節を準用する。

第5 交通規制措置

第10章第2節を準用する。

第6 危険物等の大量流出に対する応急対策

1 事業者、消防機関、警察本部等のとるべき措置

事業者、消防機関及び警察本部等は、危険物等の流出が認められた場合には、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行う。

2 県及び市のとるべき措置

県及び市は、危険物等が河川等に大量に流出した場合には、関係機関と協力し、直ちに環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずる。

第7 避難誘導

1 市等のとるべき措置

危険物等災害により住家等への被害拡大の危険性があると判断した場合には、人命の安全を第一に、第6章第1節の定めにより、地域住民等に対し避難の勧告又は指示（緊急）等の必要な措置を講ずる。

2 要配慮者対策

市は、要配慮者に対し、情報伝達、避難誘導、避難所における生活等について第17章第1節の定めにより必要な措置を講ずる。

第8 災害広報

県、市、防災関係機関及び事業者は、相互に協力して、危険物災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、第2章第3節の定めにより、必要な措置を講ずる。

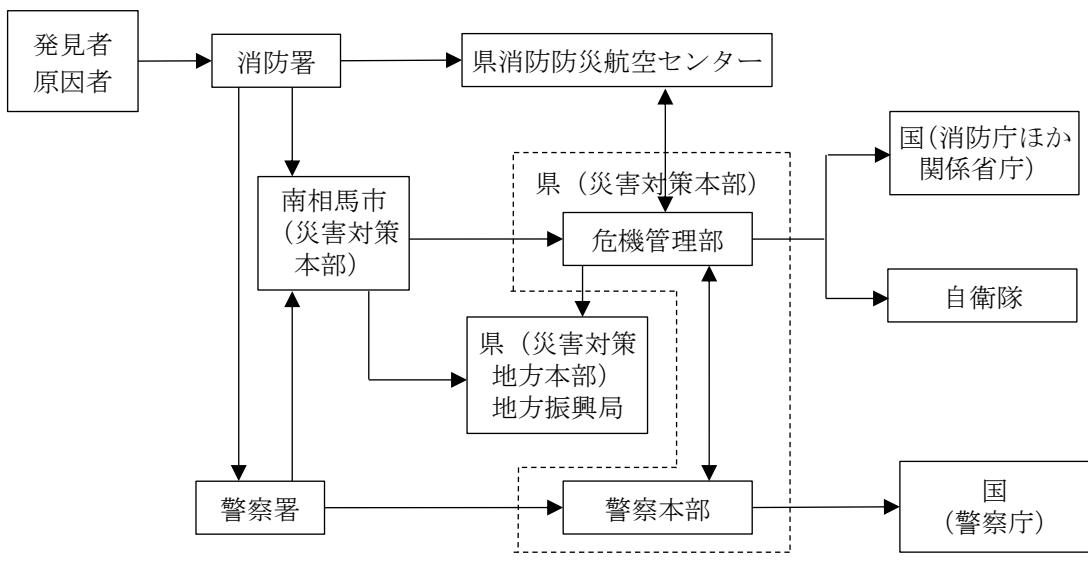
なお、その際、高齢者、障がい者等要配慮者に配慮した広報を実施する。

第2節 大規模な火事災害対策

第1 災害情報の収集伝達

市及び消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）は、大規模な火事災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、「大規模火事災害情報伝達系統」に基づき関係機関に伝達する。

県への緊急連絡は、「情報連絡ルート集火災・災害等即報要領に基づく通報」により行う。



大規模な火事災害情報伝達系統図

第2 活動体制の確立

1 事業者の活動体制

第1節第2を準用する。

2 市の活動体制

第1節第2を準用する。

3 相互応援協力

第1節第2を準用する。

第3 捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

1 捜索、救助・救急及び医療（助産）救護活動

第5章各節、第7章各節及び第10章第1節を準用する。

2 消火活動

消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。
そのほかは、第5章第1節を準用する。

第4 交通規制措置

第10章第2節を準用する。

第5 避難誘導

第6章第1節及び第17章第1節を準用する。

第6 災害広報

県、市、防災関係機関及び事業者は、相互に協力して、大規模な火事災害の状況、安否情報、

ライフライン等の復旧状況、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、第2章第3節の定めにより、必要な措置を講ずる。

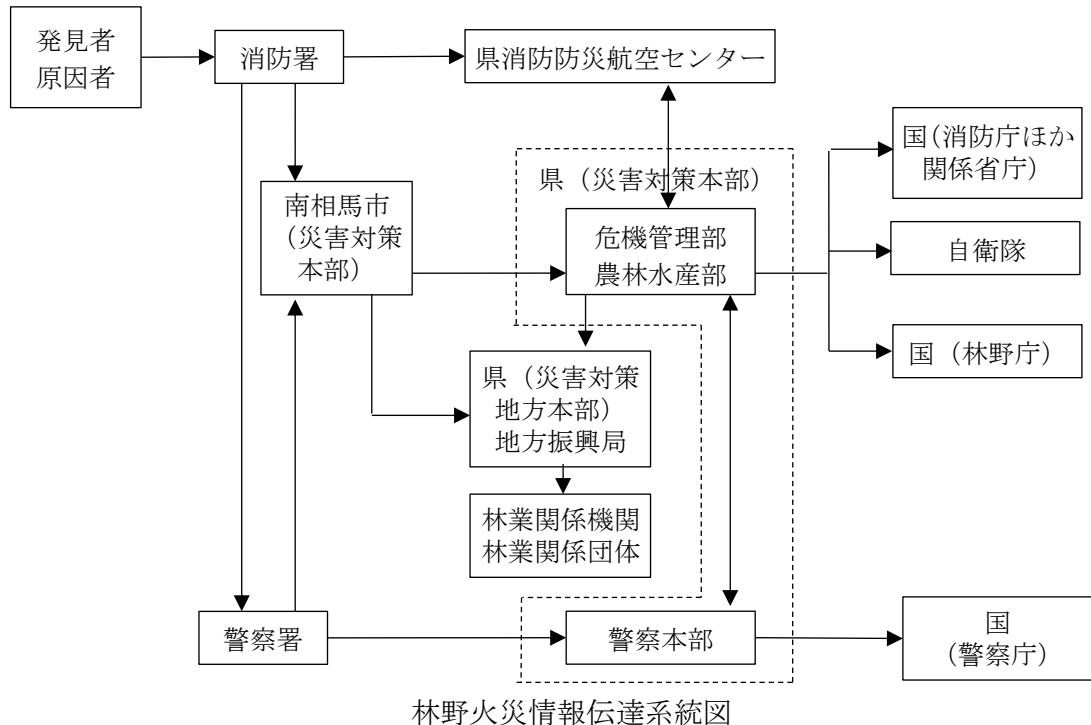
なお、その際、高齢者、障がい者等要配慮者に配慮した広報を実施する。

第3節 林野火災対策

第1 災害情報の収集伝達

市及び消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）は、林野火災の情報を受理したときは、その状況把握に努め、「林野火災情報伝達系統」に基づき関係機関に伝達する。

県への緊急連絡は、「情報連絡ルート集火災・災害等即報要領に基づく通報」により行う。



第2 活動体制の確立

1 市の活動体制

第1節第2を準用する。

2 林野所有（管理）者及び林業関係事業者の活動体制

林野所有（管理）者及び林業関係事業者は、消防機関、警察等との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力に努めるものとする。

3 相互応援協力

(1) 市

市は、林野火災の規模が市の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、第3章第1節の定めにより知事又は他の市町村長の応援又は応援のあっせんを求める。

(2) 消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）

消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）は、林野火災の規模が現有の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、市との調整のうえ、県内消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防本部に対し応援を要請するものとする。

4 自衛隊の災害派遣

県は、大規模な林野火災が発生し、必要があると認めるときは、自衛隊に災害派遣を要請するとともに、県が保有する林野火災用消防資機材を派遣部隊に貸与する。

第3 捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

1 捜索、救助・救急及び医療（助産）救護活動

第5章各節及び第7章各節及び第10章第1節を準用する。

2 消火活動

(1) 市

市は、林野火災がその発生場所、風向及び地形等現地の状況によっては常にその変化に応じた措置をとる必要があることを考慮し、消火活動に当たっては、消防機関等と連携のうえ、次の事項を検討して最善の方策を講ずる。

- ア 出動部隊の出動区域
- イ 出動順路と防ぎよ担当区域（地況精通者の確保）
- ウ 携行する消防機材及びその他の器具
- エ 指揮命令及び連絡要領並びに通信の確保
- オ 応援部隊の集結場所及び誘導方法
- カ 応急防火線の設定
- キ 食料、飲料水、消防機材及び救急資材の確保と補給
- ク 交代要員の確保
- ケ 救急救護対策
- コ 住民等の避難
- サ 空中消火の要請
- シ 空中消火資機材の手配及び消火体制（空中消火資機材の手配については、「福島県林野火災用空中消火資機材等貸付要領」を参照すること。）

(2) 消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）

消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

第4 交通規制措置

第10章第2節を準用する。

第5 避難誘導

第6章第1節及び第17章第1節を準用する。

なお、市、消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）等は、林野火災発生の通報を受けた場合には、直ちに広報車等により広報を行うとともに、登山者、森林内での作業者等の滞在者に速やかに退去するよう呼びかける。

第6 災害広報

県、市、防災関係機関及び事業者は、相互に協力して、林野火災の状況、安否情報、交通規制、二次災害の危険性に関する情報等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、第2章第3節の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際、高齢者、障がい者等要配慮者に配慮した広報を実施する。

第7 二次災害の防止

- 1 県、国及び市は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部において、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることに十分留意して、二次災害の防止に努める。
- 2 県及び市は、必要に応じ国と連携し、降雨等による二次的な土砂災害防止のため、土砂災害等の危険箇所の点検を行うものとし、その結果、危険性が高いと判断された箇所については、住民、関係者、関係機関等への周知を図り、応急対策を行う。
また、できるだけ速やかに砂防設備、治山施設、地すべり防止施設等の整備を行うものとする。
- 3 市は、土砂災害等の危険箇所の点検結果に基づき、警戒避難体制の整備等必要な措置をとる。

第4節 雪害対策

第1 活動体制

市は、気象状況に対応して、職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

第2 応急対応

1 道路除排雪

道路管理者は、道路除排雪を実施し、情報施設により道路情報を提供する。

2 車両の立ち往生への対応

道路管理者、市等は、車両等の立往生が発生した場合、道路情報の提供に努めるとともに、運転者等のための避難所を必要に応じて設置する。

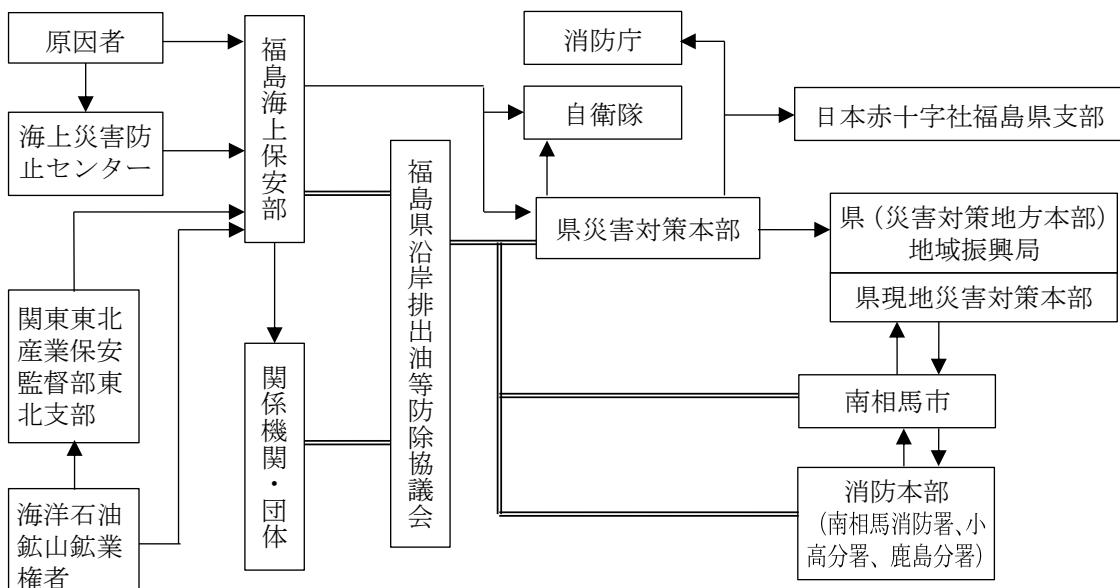
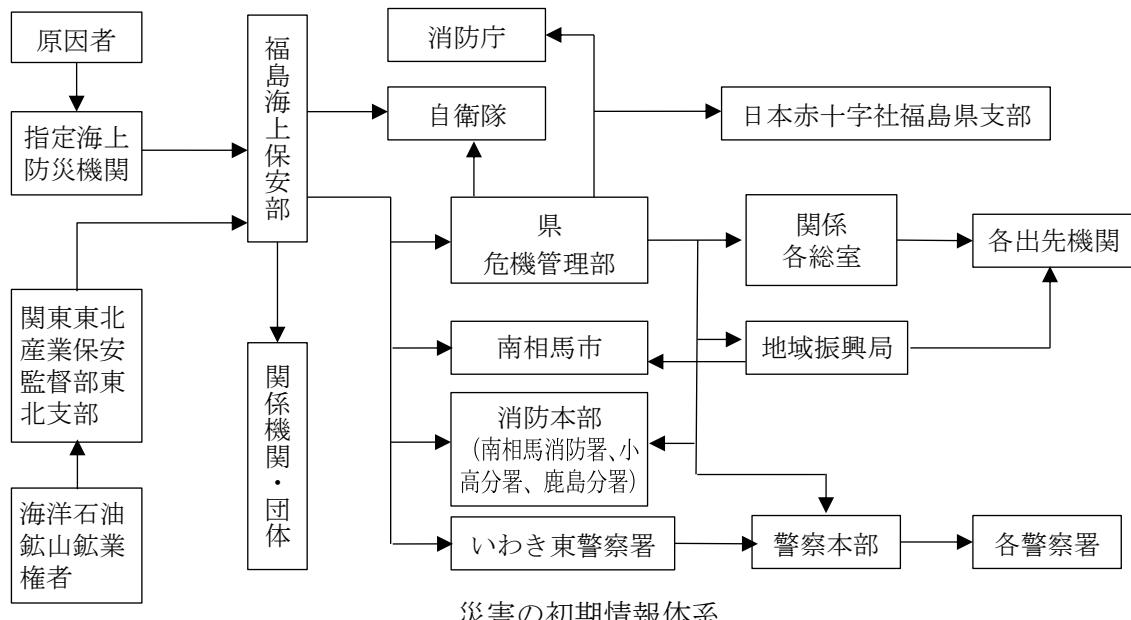
また、道路状況により立ち往生車両に運転者等が残された場合には食料の提供等に努める。

第5節 海上災害対策

第1 災害情報の収集伝達

市及び消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）は、海上災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、次に基づき関係機関に伝達する。

県への緊急連絡は、「情報連絡ルート集火災・災害等即報要領に基づく通報」により行う。



災害対策本部設置後的情報体系

第2 活動体制の確立

1 関係事業者の活動体制

関係事業者は、発災後速やかに初期消火、延焼防止活動、流出防止等災害の拡大防止のために必要な措置を講ずるとともに、福島海上保安部、警察本部、消防機関等に対し、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について連絡し、緊密な連携の確保に努めるものとする。

2 市の活動体制

市は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等

必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ県消防防災ヘリ等の応援要請を実施する。

3 相互応援協力

- (1) 市は、海上災害の規模が市の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、第3章第1節の定めにより知事又は他の市町村長の応援又は応援のあっせんを求める。
また、福島海上保安部、県等関係機関と連携を密にし、必要に応じ関係機関に支援を要請する。
- (2) 消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）は、海上災害の規模が現有の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、市との調整のうえ、県内消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防本部に対し応援を要請する。

4 自衛隊の災害派遣

県は、流出油等が陸上に漂着又は漂着のおそれがある場合に、人命救助及び被害の拡大を防止するために市から要請があり、かつ必要と認める場合には、自衛隊に災害派遣を要請する。

福島海上保安部は、海上事故の規模や収集した被害情報から判断し、自衛隊の派遣要請に必要があれば、直ちに要請手続きをする。

第3 捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

1 捜索、救助・救急及び医療（助産）救護活動

市は、第5章各節、第7章各節及び第10章第1節の定めにより、消防機関、警察本部、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施する。

また、福島海上保安部等関係機関と協力し、水難救護法に基づき、遭難船舶の救護を行う。
消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）は、保有する資機材を活用し、市、警察本部、福島海上保安部等と連携し、救助・救急活動を行う。

2 消火活動

- (1) 消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）、関係事業者等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。
- (2) 福島海上保安部又は消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）は、船舶の火災を知った場合、相互に直ちにその旨を通報する。
- (3) 消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）は、船舶火災が発生した場合、「海上保安庁の機関と消防機関の業務協定の締結に関する覚書（昭和43年3月29日）」に基づき、福島海上保安部と密接に連携して消火活動を行う。
- (4) 福島海上保安部は、船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇等によりその消火を行う。また、必要に応じて消防機関等関係機関に対し、応援を要請する。危険物が排出されたときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生防止に努めるとともに、航泊船舶を移動させる等の措置を行う。

第4 海上交通の確保

福島海上保安部は、海上交通の確保、危険物の保安措置、警戒区域の設定を行う。

第5 交通規制措置

第10章第2節を準用する。

第6 危険物等の大量流出に対する応急措置

1 県のとるべき措置

(1) 危機管理総室、地方振興局、水産事務所、水産試験場、港湾建設事務所

ア 県有船舶の出動及び備蓄資機材の活用

海上災害の拡大を防止するため、必要に応じて県有船舶を出動させ、防除活動に協力するとともに、備蓄資機材を関係機関に提供する。

イ 対策協議会への参画

対策協議会に総合調整本部が設置されたときは、職員を総合調整本部に派遣し、防除活動の調整に参画する。

ウ 沿岸地先海面の監視

流出油等の漂着及び漂着が予想される沿岸地先海面の巡回監視を行う。

エ 漂着した油等の除去

船舶の事故、海洋石油鉱山の事故等により海上から流出油等が海岸に漂着した場合、原因者その他の防除義務者に対し、漂着油等の防除のために必要な措置を講ずるよう要請するとともに、必要に応じ、港湾・漁港施設、河川等の漂着油の除去作業を行う。

また、海岸等から除去した油等の最終処分確認等を行う。

(2) 警察本部

ア 油等の大量流出等が発生したときは、航空機、船舶等により、沿岸における警ら活動を行い、漂着物の状況を把握するための沿岸調査及び警戒監視活動を行う。

イ 油等の大量流出等の海上災害が発生したときは、関係機関と連携を密にし、地域住民の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制等を行う。

2 市のとるべき措置

(1) 防除活動への協力等

海上災害の拡大を防止するため、必要に応じ防除活動に協力するとともに、備蓄資機材を関係機関に提供する。

(2) 沿岸地先海面の監視

流出油等の漂着及び流出油火災が沿岸に及ぶおそれのある地先海面の巡回監視を行う。

(3) 対策協議会への参画

対策協議会に総合調整本部が設置されたときは、職員を総合調整本部に派遣し、防除活動の調整に参画する。

(4) 漂着油等の応急処理

漂着油等により海岸が著しく汚染されるおそれがある場合は、必要に応じて漂着油の除去作業等応急の措置を行う。

3 消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）のとるべき措置

(1) 沿岸地先海面の警戒

流出油等の被害及び流出油火災が沿岸におよぶおそれのある地先海面の警戒に当たる。

(2) 対策協議会への参画

対策協議会に総合調整本部が設置されたときは、職員を総合調整本部に派遣し、防除活動の調整に参画する。

(3) その他の応急措置

市長の指示又は要請に基づき応急措置を行う。

4 福島海上保安部のとるべき措置

海上に大量の排出油等が流出したときは、次の措置を講ずる。

なお、防除活動にあたっては、排出油等の拡散及び性状の変化の状況の的確な把握に努め、初動段階において、有効な防除勢力の先制集中を図り、迅速かつ効率的に排出油等の拡散防止、回収及び処理が行えるよう留意する。

- (1) 巡視船艇及び航空機等により排出油等の状況、防除作業の実施状況等を総合的に把握し、原因者に対し防除作業について必要な指導を行う。
- (2) 緊急に防除措置を講ずる必要があると認められるときは、指定海上防災機関に防除措置を講すべきことを指示し、又は巡視船艇等により応急の防除措置を行う。
- (3) 前記(1)、(2)の措置を講じた上で、さらに排出油等が沿岸に漂着又はそのおそれがあるときは、自ら防除を行う等被害を最小限に止める措置を講ずるとともに、防災協議会に総合調整本部を設置し、排出油等の状況把握及び災害状況の調査、情報収集を行い、原因者、指定海上防災機関等を含め対策について協議調整を行う。

5 原因者等のとるべき措置

排出油等の拡散防止、除去等の防除措置を速やかに講ずるとともに、回収された油等廃棄物の処理を速やかに行う。

また、緊急に防除措置を講ずる場合においては、必要に応じ指定海上防災機関に委託する。

6 海洋石油鉱山の鉱業権者のとるべき措置

速やかに事故拡大防止措置を行うとともに、原油、天然ガス等の流出、拡散防除活動を行うものとする。

また、関東東北産業保安監督部東北支部、福島海上保安部等関係機関と連携を密にし、必要に応じ、関係機関等に支援を要請するものとする。

7 関係団体等のとるべき措置

(1) 排出油等の防除

福島県漁業協同組合連合会等の防災協議会会員は、職員を総合調整本部に派遣し、防除活動の調整に参画する。

(2) 防除活動への協力

オイルフェンス、油処理剤、油吸着材等の排出油防除用資機材及び化学消火薬剤等の消火機材を保有する関係事業者、関係団体は、原因者等から協力要請があった場合は、協力するよう努める。

(3) 指定海上防災機関

海上災害の発生及び拡大の防止のための措置を実施する指定海上防災機関は、福島海上保安部より指示を受けた場合又は原因者より委託を受けた場合、排出油の防除措置を速やかに実施する。

第7 ボランティアとの連携

第18章各節を準用する。

第8 災害広報

県、市、防災関係機関及び関係事業者は、相互に協力して、流出油等が漂流又は漂着するおそれのある沿岸住民に対し、流出油等海上災害の状況、安否情報、交通規制、火気使用の制限又は火気使用の禁止等危険防止措置等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者の家族等に対し適切に広報するとともに、第2章第3節の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際、高齢者、障がい者等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

第6節 鉄道災害対策

第1 災害情報の収集伝達

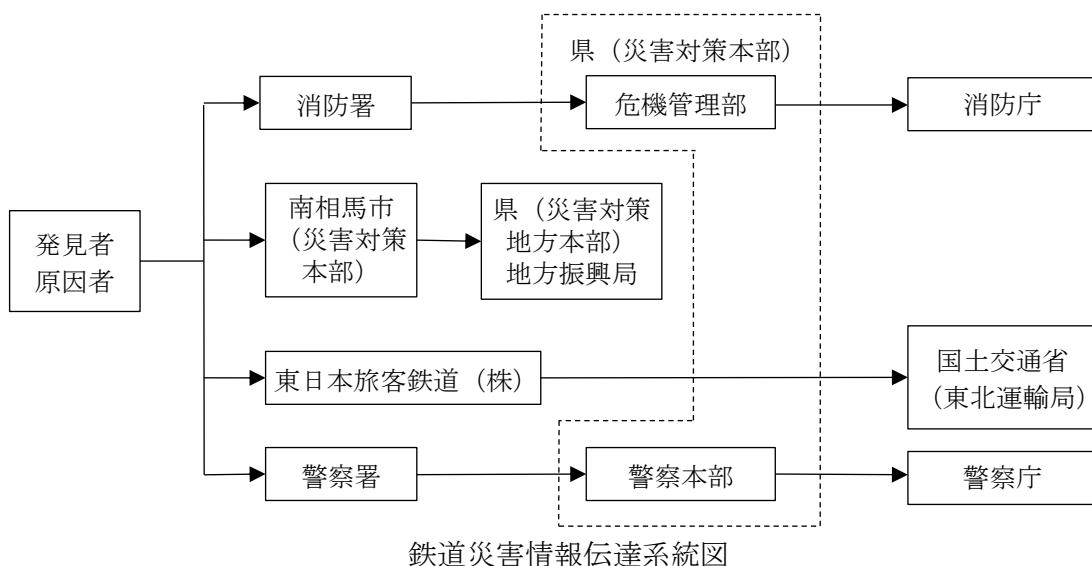
1 東日本旅客鉄道（株）のとるべき措置

東日本旅客鉄道（株）は、鉄道災害が発生した場合、速やかに、「鉄道災害情報伝達系統」に基づき、被害状況、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について関係機関に伝達するとともに、緊密な連携の確保に努める。

2 市及び消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）のとるべき措置

市及び消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）は、鉄道災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、「鉄道災害情報伝達系統」に基づき関係機関に伝達する。

県への緊急連絡は、「情報連絡ルート集火災・災害等即報要領に基づく通報」により行う。



第2 活動体制の確立

1 東日本旅客鉄道（株）の活動体制

東日本旅客鉄道（株）は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立等必要

な体制をとるとともに、対策本部を設置し、災害の拡大防止のために必要な措置を講ずる。

2 市の活動体制

第1節第2を準用する。

3 相互応援協力

第1節第2を準用する。

4 自衛隊の災害派遣

県は、鉄道災害が発生し、必要があると認めるときは、自衛隊に災害派遣を要請する。

第3 捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

1 捜索、救助・救急及び医療（助産）救護活動

（1）東日本旅客鉄道（株）

消防機関、警察本部等による迅速かつ的確な救助・救出が行われるよう協力するとともに、消防及び救助に関する措置、乗客の救援、救護を実施する。

（2）市、消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）

第5章各節及び第7章各節を準用する。

（3）警察

第10章第1節を準用する。

2 消火活動

（1）東日本旅客鉄道（株）は、消防機関等による迅速かつ的確な初期消火活動が行われるよう協力するとともに、消防及び救助に関する措置を実施する。

（2）消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

第4 交通規制措置

第10章第2節を準用する。

第5 避難誘導

第6章第1節及び第17章第1節を準用する。

第6 災害広報

県、市、防災関係機関及び東日本旅客鉄道（株）は、相互に協力して、鉄道災害の状況、安否情報、施設の復旧状況、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、第2章第3節の定めにより、必要な措置を講ずる。

なお、その際、高齢者、障がい者等要配慮者に配慮した広報を実施する。

第7節 道路災害対策

第1 災害情報の収集伝達

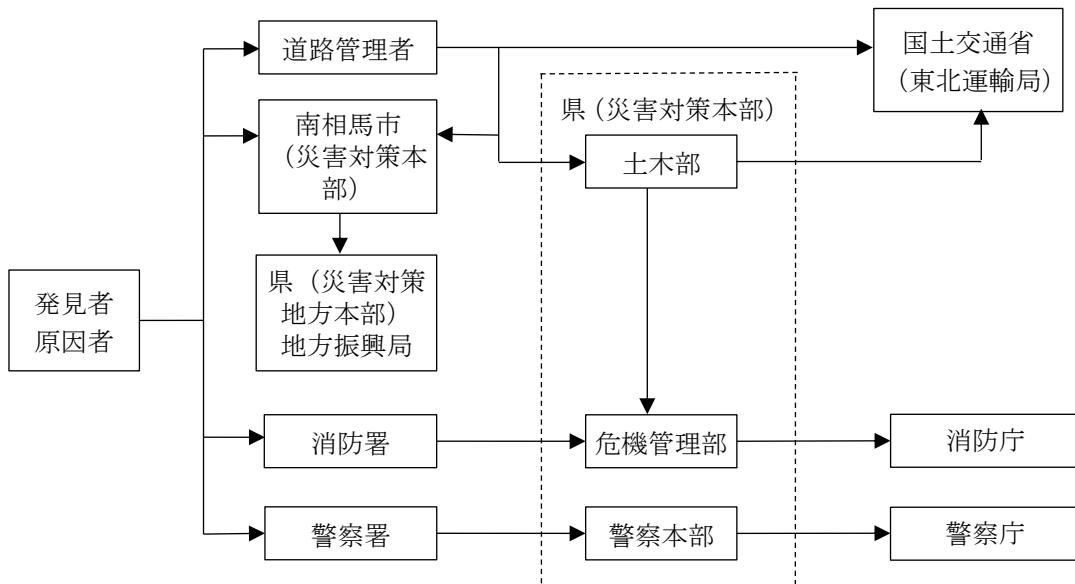
1 道路管理者のとるべき措置

道路管理者は、道路災害が発生した場合、速やかに、「道路災害情報伝達系統」に基づき、被害状況、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について関係機関に伝達するとともに、緊密な連携の確保に努める。

2 市及び消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）のとるべき措置

市及び消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）は、道路災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、「道路災害情報伝達系統」に基づき関係機関に伝達する。

県への緊急連絡は、「情報連絡ルート集火災・災害等即報要領に基づく通報」により行う。



道路災害情報伝達系統図

第2 活動体制の確立

1 道路管理者の活動体制

- (1) 道路管理者は、災害発生後速やかに、職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立、対策本部設置等必要な体制をとるとともに、災害の拡大防止のために必要な措置を講ずる。
- (2) 道路管理者は、道路災害の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、パトロール、道路モニター等による情報収集を行い、被害の拡大を防ぐため、迂回路の設定、道路利用者等への情報の提供等を行う。

2 市の活動体制

第1節第2を準用する。

3 相互応援協力

第1節第2を準用する。

4 自衛隊の災害派遣

県は、鉄道災害が発生し、必要があると認めるときは、自衛隊に災害派遣を要請する。

第3 捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

1 捜索、救助・救急及び医療（助産）救護活動

道路管理者は、消防機関、警察本部等による迅速かつ的確な救助・救出が行われるよう協力する。その他は、第5章各節、第7章各節及び第10章第1節を準用する。

2 消火活動

道路管理者は、消防機関等による迅速かつ的確な初期消火活動が行われるよう協力する。その他は、第5章第1節を準用する。

第4 交通規制措置

第10章第2節を準用する。

第5 危険物の流出に対する応急対策

道路災害により危険物が流出し又はそのおそれがある場合、消防機関、警察本部、道路管理者等は、相互に協力して、第19章第1節の定めにより、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

第6 道路施設・交通安全施設の応急復旧

1 道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。

2 警察本部は、災害により破損した交通安全施設の早期復旧を図るとともに、被災現場周辺等の施設についても緊急点検を行うものとする。

第7 災害広報

県、市、防災関係機関及び道路管理者は、相互に協力して、道路災害の状況、安否情報、道路等の復旧状況、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに第2章第3節の定めにより、必要な措置を講ずる。

なお、その際、高齢者、障がい者等要配慮者に配慮した広報を実施する。

第2部 災害復旧計画

第1章 施設の復旧対策

項目	市担当	関係機関
第1節 災害復旧事業計画の作成	各班	
第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成	各班	
第3節 激甚災害の指定	各班	
第4節 災害復旧事業の実施	各班	

第1節 災害復旧事業計画の作成

県及び市は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査・検討し、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成するものとする。

第1 復旧事業計画の基本方針

復旧事業計画の基本方針については、次のとおりである。

1 災害の再発防止

復旧事業計画の樹立に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、再度災害の防止に努めるよう関係機関は、十分連絡調整を図り、計画を作成する。

2 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の樹立に当たっては、被災状況を的確に把握し、速やかに効果の上がるよう、関係機関は十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

第2 災害復旧事業の種類

災害復旧事業の種類は、次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 農林水産施設災害復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 上、下水道災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) 復旧上必要な金融その他資金計画
- (11) その他の計画

第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

県又は市は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、その費用の全部又は一部を、国又は県が負担又は補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるため査定計画を策定し、国の災害査定実施が速やかに行えるよう努める。

このうち、特に公共土木施設の復旧については、被災施設の災害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じる。

なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱及び同査定方針により明らかにされている。

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定されるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担又は補助して行う災害復旧事業及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(以下この節において「激甚法」という。)に基づき援助される事業は、次のとおりである。

第1 法律に基づき一部負担又は補助するもの

- 1 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- 2 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- 3 公営住宅法
- 4 土地区画整理法
- 5 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- 6 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 7 予防接種法
- 8 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する。
- 9 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- 10 県が管理している公立公園施設に関する災害復旧助成措置

第2 激甚災害に係る財政援助

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害(以下「激甚災害」という。)が発生した場合には、県及び市は、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。激甚災害の指定については、第3節に示すとおりである。

なお、激甚災害に係る公共施設等の復旧に対する財政援助措置の対象は、次のとおりである。

- 1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
 - (1) 公共土木施設災害復旧事業
 - (2) 公共土木施設災害関連事業
 - (3) 公立学校施設災害復旧事業
 - (4) 公営住宅災害復旧事業
 - (5) 生活保護施設災害復旧事業
 - (6) 児童福祉施設災害復旧事業

- (7) 老人福祉施設災害復旧事業
 - (8) 身体障がい者社会参加支援施設災害復旧事業
 - (9) 障がい者支援施設等災害復旧事業
 - (10) 婦人保護施設災害復旧事業
 - (11) 感染症指定医療機関の災害復旧事業
 - (12) 感染症予防事業
 - (13) 堆積土砂排除事業
 - ア 公共施設の区域内の排除事業
 - イ 公共的施設区域外の排除事業
 - (14) たん水排除事業
- 2 農林水産施設災害復旧事業等に関する特別の助成
- (1) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
 - (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - (3) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - (4) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
 - (5) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
 - (6) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
 - (7) 共同利用小型漁船の建造費の補助
 - (8) 森林災害復旧事業に対する補助
 - (9) 治山施設災害復旧事業に対する補助
- 3 中小企業に関する特別の助成
- (1) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還等の特例
 - (2) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- 4 その他の財政援助及び助成
- (1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - (2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - (3) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 - (4) 母子父子寡婦福祉資金貸付けの特例
 - (5) 水防資器材費の補助の特例
 - (6) 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
 - (7) 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設、林地被害及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
 - (8) 雇用保険法による求職者給付に関する特例

第3節 激甚災害の指定

第1 激甚災害に関する調査

1 県の措置等

県は、市町村被害状況等を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると認める事業について、激甚法に定める事項に関して速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう必要な措置を講じる。

2 市の協力等

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

第2 激甚災害指定の促進

県は、激甚災害の指定を受ける必要があると認めたときは、国の機関と密接な連絡の上、指定の促進を図る。

第4節 災害復旧事業の実施

県、市、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、復旧事業を早期に実施し、災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について、必要な措置を講ずる。

復旧事業の事業費が決定され次第速やかに実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率を上げるように努める。

第2章 被災地の生活安定

項目	市担当	関係機関
第1節 被災者の支援	財政班、税務班、市民班、社会福祉班、健康福祉班	県、日本郵便（株）、県社会福祉協議会、福島労働局、相双公共職業安定所
第2節 事業者への支援	農政班、商工党政班、産業建設班	県、県信用保証協会
第3節 被災者台帳の作成	市民班	

第1節 被災者の支援

第1 義援金の配分

1 義援金の受入れ配分

市に寄託された義援金は、義援金配分委員会を組織して、協議の上被災者に配分する。

なお、県に寄託された義援金及び日本赤十字社福島県支部及び県共同募金会に寄託された義援金については、県、県市長会、県町村会、義援金募集団体代表（日本赤十字社福島県支部、県共同募金会、報道機関等）からなる義援金配分委員会を組織して、協議の上決定し、市町村に送金して、被災者に配分する。

2 配分計画

被災地区、被災人員数及び世帯数、被災状況等を勘案して、世帯及び人員等を単位として計画し、対象は住宅被害（全壊、流出世帯又はこれに準ずるもの）、人的被害等とする。

3 迅速、透明な配分

義援金の配分については、あらかじめ基本的な配分方法を定めるなど迅速な配分に努めるとともに、情報公開を徹底し十分に透明性を確保する。

第2 被災者の生活支援

1 公営住宅の一時使用

市は、公営住宅及び特定公共賃貸住宅（以下、「公営住宅等」という。）の一時使用に関する計画と実施を行う。

一時使用対象者は、災害により被災し、自らの資力では住宅を確保できない者であって、次に掲げるいずれかに該当する者である。

- (1) 住宅が全壊、全焼又は流失した者であること。
- (2) 居住する住宅がない者であること。
- (3) 生活保護法の被保護者もしくは要保護者。
- (4) 特定の資産を持たない、失業者、未亡人、母子世帯、高齢者、病弱者、身体障がい者及び小企業者。
- (5) これらに準ずる者であること。

2 職業あっせん計画

相双公共職業安定所長は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、次の措置を行い、離職者の早期再就職へのあっせんを行う。

- (1) 被災者のための臨時職業相談窓口の設置
- (2) 公共職業安定所に出頭することが困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施
- (3) 職業訓練受講指示・職業転換給付金制度の活用等
- (4) 災害救助法が適用され市町村長から労務需要があった場合の労働者のあっせん

3 雇用保険の失業給付に関する特例措置

相双公共職業安定所長は次の措置をとる。

- (1) 証明書による失業の認定
- (2) 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

4 被災事業主に関する措置

福島労働局は、災害により労働保険料を所定の期限までに納付することができない事業主に対して、必要があると認めるときは、概算保険料の延納の方法の特例措置、延滞金若しくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予を行う。

5 税税の徴収猶予等の措置

国、県及び市は、被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施するものとする。

6 郵便関係措置等

日本郵便（株）は、災害が発生した場合、その被害状況並びに被災地の実情に応じて郵便事業にかかる災害特別事務取扱い等を実施する。

- (1) 郵便関係
 - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地あて救助用郵便物等の料金免除
 - エ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- (2) 灾害寄附金の料金免除の取扱い
 - 地方公共団体、共同募金会等からの申請により、被災者救援を目的とする寄附金を口座に送金する場合における通常払込みの料金の免除の取扱いを実施する。

7 被災者生活再建支援法に基づく支援

一定規模の自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、「被災者生活再建支援法」に基づき支援金を支給する。支給の手続きは、次のとおりである。

- (1) 市は、被災世帯の世帯主に対し、支援制度の内容、支給申請手続き等について説明する。
- (2) 市は、支給申請書に添付する必要のある書類について、被災世帯の世帯主からの申請に基づき発行する。

- (3) 市は、被災世帯の世帯主から提出された支給申請書及び添付書類を確認し、速やかに県に送付する。県は、市から送付された申請書類等を確認し、速やかに被災者生活再建支援法人に送付する。
- (4) 被災者生活再建支援法人は、支援金の交付を決定したときは、速やかに申請者に対し支援金を支給する。

8 災害弔慰金等の支給

(1) 災害弔慰金

市長は、災害弔慰金の支給等に関する法律の第3条第1項に該当する場合に、市の条例に基づき、死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金を支給する。

(2) 市災害見舞金等

市長は、南相馬市災害見舞金等支給条例に基づき、災害を受けた住家に居住していた者に対し災害見舞金を支給する。

また、災害による死亡者の葬祭を行う者のうち（1）の対象者以外の者に対し災害弔慰金を支給する。

9 住宅再建

県は、天災により住宅に被害を受けた県民に対し、住宅金融支援機構から低利で融資を受けるための認定業務及びあっせんを行い、罹災者の住宅再建を支援する。

10 災害援護資金の貸付

(1) 生活福祉資金制度の災害援護資金の貸付

ア 緊急小口資金

県社会福祉協議会は、被災した低所得者が緊急かつ一時的に生活の維持が困難となった場合、小額の資金を融資する。

イ 災害援護資金

県社会福祉協議会は、被災した低所得者（災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護金の貸付対象となる世帯を除く。）に対し、災害を受けしたことによる困窮から自立更生するのに必要な融資をする。

(2) 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して生活の立て直しに必要な資金を融資する。

第2節 事業者への支援

第1 農林漁業関係

県は、天災により農作物、経営施設等に被害を受けた農林漁業者の再生産等に必要な資金が低利で融資されるよう措置し、農林漁業経営の維持・安定を図る。

また、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と密接な連絡を取りつつ、農業協同組合及び漁業協同組合（以下「組合」という。）に対し、機を逸せずに必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を適切に運用する。

1 災害関係の融資に関する措置

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出し

の迅速化、貸出金の返済猶予等災害被災者の便益を考慮した的確な措置を講ずる。

2 貯金の払戻し及び中途解約に関する措置

- (1) 貯金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した貯金者については、罹災証明書の呈示あるいはその他実情に即する簡易な確認方法をもって災害被災者の貯金払戻しの利便を図る。
- (2) 事情やむを得ないと認められる災害被災者等に対して、定期貯金、定期積金等の中途解約又は当該預貯金等を担保とする貸出しに応ずる等の措置を講ずる。

3 手形交換、休日営業等に関する措置

災害時における手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業についても配慮する。

第2 商工関係（中小企業への融資）

県は、天災により事業活動に支障を生じた中小企業等の経営安定に必要とする設備・運転資金を低利で融資するものとする。

また、県信用保証協会は、中小企業信用保険法による災害関係保証の特例措置を講ずるものとする。

第3節 被災者台帳の作成

第1 被災者台帳の作成

市長は、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（被災者台帳）を作成する。

被災者台帳に記載する内容は、次のとおりである。

- | |
|---|
| (1) 氏名 |
| (2) 生年月日 |
| (3) 性別 |
| (4) 住所又は居所 |
| (5) 住家の被害その他市が定める種類の被害の状況 |
| (6) 援護の実施の状況 |
| (7) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由 |
| (8) 電話番号その他の連絡先 |
| (9) 世帯の構成 |
| (10) 罷災証明書の交付の状況 |
| (11) 台帳情報を市以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先 |
| (12) 台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時 |
| (13) 被災者台帳の作成にあたって行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、被災者に係る個人番号（マイナンバー） |
| (14) その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項 |

第2 被災者台帳の作成

1 台帳情報の提供

市長は、以下のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。なおこの場合、被災者に係る個人番号（マイナンバー）は含まないものとする。

- (1) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。
- (2) 市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
- (3) 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

2 台帳情報の提供に関し必要な事項

台帳情報の提供を受けようとする者（申請者）は、以下の事項を記載した申請書を、台帳情報を保有する市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 申請に係る被災者を特定するために必要な情報
- (3) 提供を受けようとする台帳情報の範囲
- (4) 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係る者が含まれる場合にはその使用目的
- (5) 台帳情報の提供に関し市長が必要と認める事項